

第3期六ヶ所村
子ども・子育て支援事業計画

令和7年3月
六ヶ所村

はじめに

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化や地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加など、こども・子育てをめぐる環境は大きく変化しています。



令和5年4月、常にこどもの最善の利益を第一に考え、こどもに関する取り組み・政策を社会の真ん中に据えた「こどもまんなか社会」を実現するため、「こども家庭庁」が創設されました。近年はこどもの不登校や虐待、ヤングケアラー、さらにはこどもの貧困など複雑化する問題に対し、社会全体として包括的にこどもを支える取り組みが求められています。

本村においても、平成27年4月に施行された「子ども・子育て支援新制度」に合わせ、平成27年3月に「第1期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」を、令和2年3月には「第2期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、村内すべてのこどもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めて参りましたが、このたび計画期間が終了することから、これまでの取り組みを評価し、さらに発展・推進させるため、令和5年12月に閣議決定された「こども大綱」に基づき「第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。

本村といたしましては、「子どもが生き生きと遊び 未来を支える人と文化を育て 子育てに喜びや夢を持つことができるむら」を基本理念に掲げ、引き続き、家庭や地域、教育・保育関係機関などと連携し、社会全体でこどもと子育てに関する施策をより一層推進して参ります。

結びに、本計画の策定にあたり、貴重なご意見やご提言をいただきました六ヶ所村子ども・子育て会議の委員の皆様をはじめ、アンケート調査にご協力いただきました村民の皆様に、心より感謝申し上げます。

令和7年3月

六ヶ所村長 戸田 衛

目次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の背景と趣旨	1
2	計画の法的根拠	2
3	関連計画との関係	2
4	計画の期間	3
5	計画の対象	3
6	SDGsの視点	3
7	計画策定の体制	4

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

1	人口や世帯などの状況	7
2	婚姻などの状況	13
3	就業の状況	15
4	健診などの実施状況	17
5	人口推計	19
6	アンケート調査結果の概要	21
7	アンケートや村の現状から見える課題	38
8	第2期子ども・子育て支援事業計画の評価	41

第3章 こども・子育て支援の方向性

1	基本理念	43
2	基本目標	44
3	計画の体系	46

第4章 施策の展開

基本目標1	子ども・子育て支援事業の充実	47
1	教育・保育提供区域の設定と認定区分	47
2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保	50
基本目標2	母親とこどもの健康の確保及び増進	65
1	こどもや母親の健康の確保	65
2	思春期保健対策の充実	66
3	成育医療の充実	67
基本目標3	教育支援体制の充実	69

1 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備.....	69
2 次代の親の育成	70
基本目標4 経済的支援の充実	70
1 ひとり親家庭等の自立支援	70
2 経済的支援	71
基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進	73
1 職業生活と家庭生活の両立	73
2 育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保.....	74
基本目標6 配慮を必要とするこどもへの支援の充実.....	75
1 児童虐待防止対策の充実	75
2 こどもの権利を守るための支援	76
3 障がい児とその保護者への支援	77

第5章 計画の推進

1 子ども・子育て会議による進捗評価	79
2 関係機関との連携による施策の実施	79
3 計画の公表、村民意見の反映	79
4 こども・子育て情報・計画の周知活動	79
5 進捗評価の体制・仕組み	80

資料編

1 六ヶ所村子ども・子育て会議条例	81
2 六ヶ所村子ども・子育て会議委員名簿	83

※本計画における「こども」の表記について

令和4年9月15日付け内閣官房副長官補付こども家庭庁設立準備室事務連絡により、各府省庁の行政文書においては、こども基本法の基本理念を踏まえ、平仮名表記の「こども」の使用が推奨されています。

本計画においても、国で示された表記方法を準用し、特別な場合を除き、平仮名表記の「こども」を用いることとします。

●特別な場合とは例えば以下の場合

- ① 法令に根拠がある語を用いる場合 例:子ども・子育て支援法における「子ども」
- ② 固有名詞を用いる場合 例:既存の予算事業名や組織名
- ③ 他の語との関係で「こども」表記以外の語を用いる必要がある場合

第1章 計画の策定にあたって

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国においては、少子化が進行する中、核家族化に伴う地域のつながりの希薄化、女性の社会進出に伴う共働き家庭の増加、就労環境や就労形態の多様化等により、こども、子育てをめぐる環境は大きく変化しています。

また、女性の社会進出が進む一方で、就労の継続を希望しながらも、仕事と子育ての両立が困難であるとの理由により、出産を機に退職する女性が少なからず存在しているなど、出産に伴う女性の就労継続には依然として課題があります。

このような状況の中で、平成24年に認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の新たな給付等を盛り込んだ「子ども・子育て関連3法」が制定され、こどもの幼児期の教育・保育の一体的な提供や保育の量的拡充等を推進していくため、市町村ごとに5年を1期とする幼児期の学校教育・保育、地域の子育て支援についてのニーズを反映した子ども・子育て支援事業計画を策定することとされました。

さらに、令和5年4月に、すべてのこどもたちが将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策を総合的に推進することを目的とした「こども基本法」が施行されるとともに、これまで内閣府や厚生労働省といった複数の省庁が担っていた子ども・子育て支援を一元化するために「こども家庭庁」が発足するなど、こども施策を社会全体で総合的かつ強力に実施していくことが目指されています。

本村においても、子ども・子育て支援新制度に合わせ、平成27年3月に「第1期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」、令和2年3月には第1期計画を見直し「第2期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「こどもが生き生きと遊び 未来を支える人と文化を育て 子育てに喜びや夢を持つことができるむら」を基本理念に掲げ、村内すべてのこどもが等しく質の高い教育・保育サービスを受けられる環境の整備に努めてきました。

この計画は、令和7年3月で計画期間が終了することから、子育てに関わる村民の実態と意向、制度改正や子ども・子育てをめぐる国や県の動きを反映し、これまで取り組んできた施策を引き継ぎ、さらに発展・推進させるため「第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」を策定することとしました。

2 計画の法的根拠

「第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」は、「子ども・子育て支援法」第61条に基づき、市町村子ども・子育て支援事業計画として策定します。

子ども・子育て支援法	
根拠法	第六十一条 市町村は、基本方針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。
計画の特徴	○待機児童対策を含め、子育て中の保護者ニーズに対応したサービス基盤の整備を目指す事業計画 ○幼児期の学校教育・保育・地域の子育て支援についての需給計画

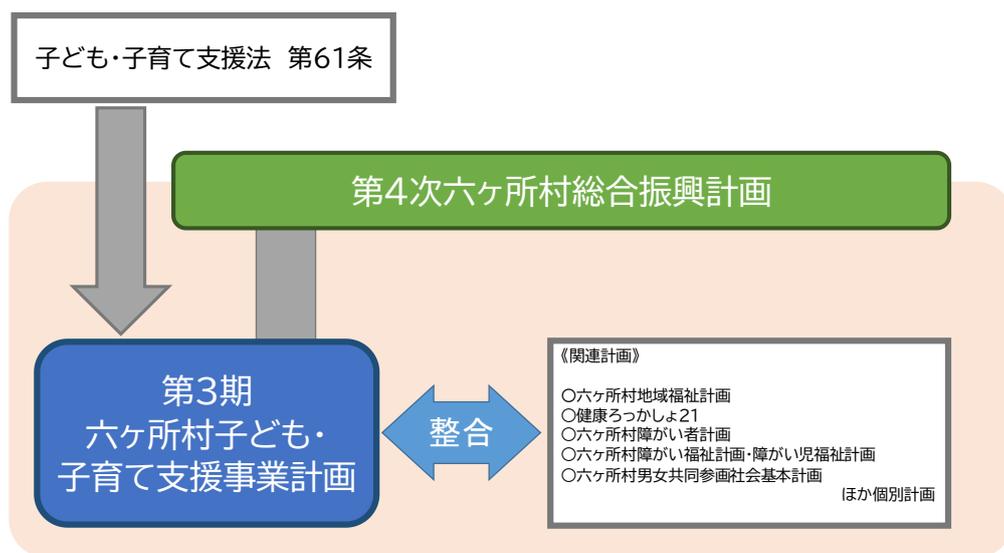
3 関連計画との関係

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村事業計画です。

なお、本村では子ども・子育て支援事業計画に、「子どもの貧困対策計画」、「母子保健計画」の内容も踏まえ一体的に策定しています。

本計画は、本村における村政運営の基本方針である「第4次六ヶ所村総合振興計画」の分野別計画として、子ども・子育て支援に関する専門的・個別的な領域を受け持つ計画として位置づけています。また、本計画は関連計画である「地域福祉計画」、「健康ろっかしよ21」、「障がい者計画・障がい福祉計画」などとの整合を図ります。

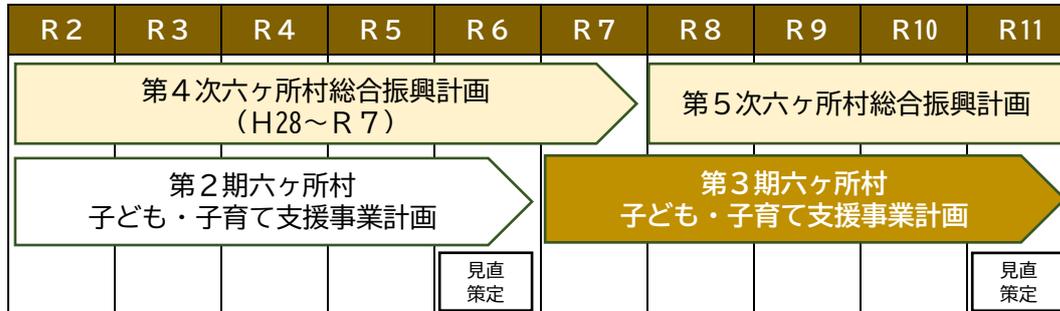
■計画の位置付け図



4 計画の期間

第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。なお、状況の変化により、必要に応じて計画期間の中間年を目安として計画の見直しを行う場合があります。

■計画の位置付



5 計画の対象

本計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づき、すべてのこどもと子育て家庭を対象とするものです。

また、この計画において「こども」とは、概ね18歳未満、「未就学児童」とは、小学校就学前のこどもを指します。ただし、施策の内容により、必要に応じて対象年齢に幅を持たせるなど、柔軟に対応を行うこととします。

6 SDGsの視点

SDGsとは「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」の略で、平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年（2016年）から令和12年（2030年）までの国際目標です。

持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さないことを誓っています。

SDGsは発展途上国のみならず、先進国も取り組む普遍的なものであり、村の総合振興計画においても、施策の企画・立案・実行の各過程において、SDGsの理念に配慮し、17の目標のうち計画の施策展開に深く関わる目標との関連性を示しています。本計画においても、SDGsの17の目標と施策展開の関連性を鑑み、取り組みを推進していきます。



資料：国際連合広報センター

7 計画策定の体制

本計画は、こどもや子育てを取り巻く状況を踏まえた上で、多様な視点を反映するため、次のとおり策定を進めました。

(1) 子ども・子育て会議の設置

計画の策定にあたり、市町村においては、こども・子育て支援施策が地域のこどもや子育て家庭の実情を踏まえて展開されるよう、関係者の参画を得て「子ども・子育て会議」を設置することが求められています。

本村においては、「六ヶ所村子ども・子育て会議」を設置し、こども支援課が事務局を務め、委員が計画内容の検討・審議を行い、会議における意見の計画への反映を図りました。

(2) アンケート調査の実施

本村のこどもの生活実態とニーズを把握するため、令和5年度、6年度にアンケート調査を実施し、計画の策定と今後の子育て支援を展開していくための基礎資料としました。

【令和5年度 子ども・子育て支援ニーズ調査】

調査対象者	・未就学児童が属する全世帯（390世帯） ・小学校1年生から6年生の就学児童が属する全世帯（420世帯）
調査期間	令和6年1月～2月
配布、回収方法	・郵送配布・回収（一部、村内こども園及び小学校にて配布、回収）

	配布数	回答数	回答率
未就学児童世帯	390件	212件	54.4%
就学児童世帯	420件	228件	54.3%

【令和6年度 こどもの生活に関する実態調査】

調査対象者	・村内の小学5年生と中学校2年生、高校2年生年齢の本人 ・小学5年生と中学2年生、高校2年生年齢の保護者
調査期間	令和6年6月～7月
配布、回収方法	・小学校、中学校を通じてアンケートの配布回収 ・高校2年生年齢、保護者は郵送での配布回収

	配布数	回答数	回答率
小学5年生児童	59件	41件	69.5%
中学2年生生徒	76件	56件	73.7%
高校2年生年齢	78件	22件	28.2%
各保護者	213件	82件	38.5%

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

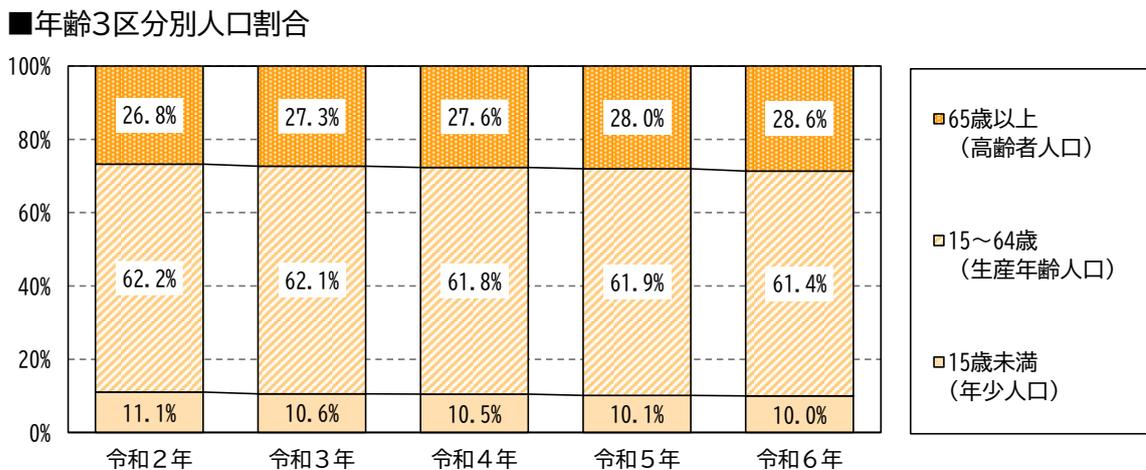
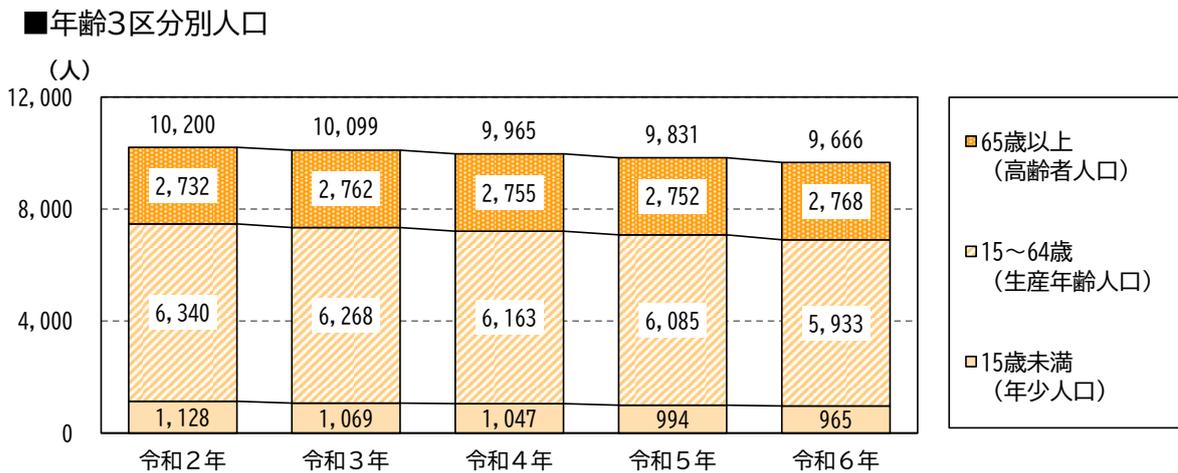
1 人口や世帯などの状況

(1) 人口の状況

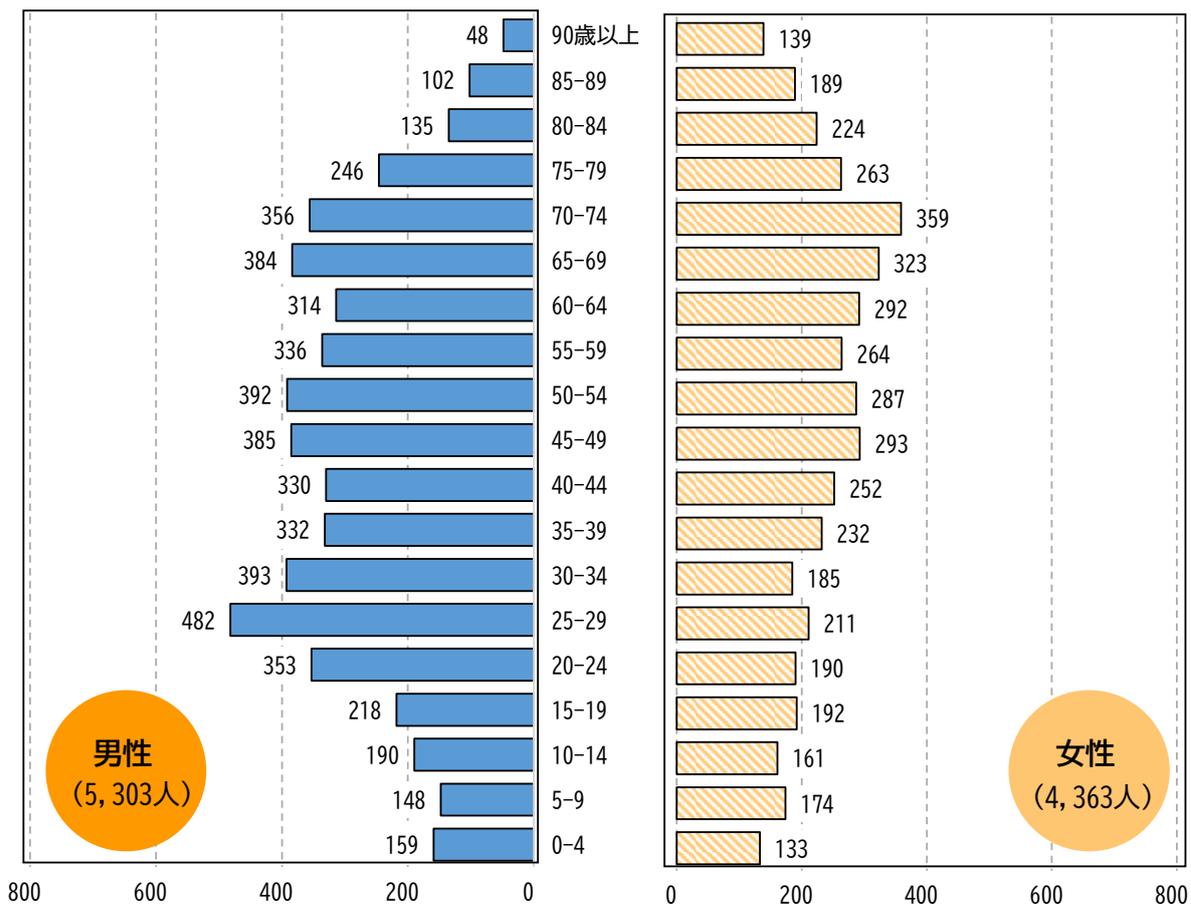
本村の人口は減少傾向で推移し、令和6年4月1日現在では、9,666人となっています。

年齢3区分別人口では、15歳未満の年少人口、15～64歳の生産年齢人口は減少傾向、65歳以上の高齢者人口は概ね横ばい傾向となっています。また、年齢3区分別人口構成では、15歳未満の年少人口割合、15～64歳の生産年齢人口割合は減少傾向、65歳以上の高齢者人口割合（高齢化率）は増加傾向で推移していることから、少子高齢化が進行しています。

また、令和6年4月1日現在の人口ピラミッドをみると、男性は「25歳～29歳」が最も多く、女性は「70歳～74歳」が最も多くなっています。



■人口ピラミッド

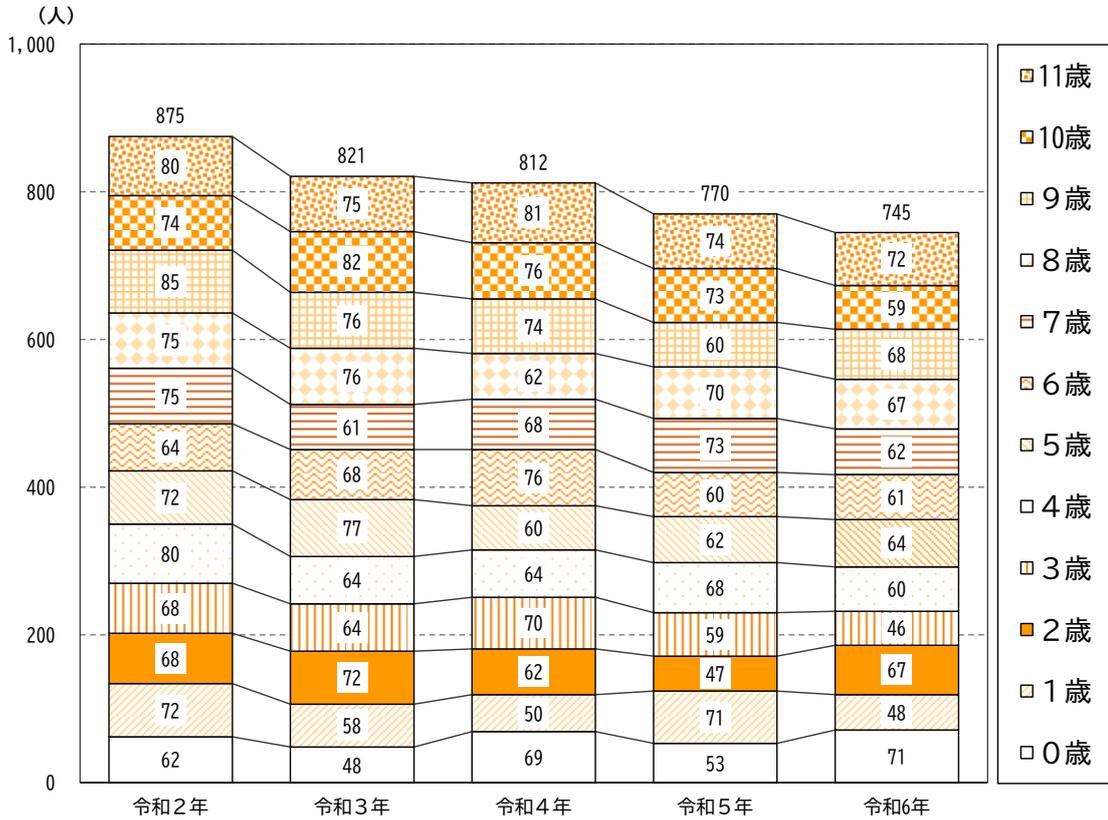


資料:住民基本台帳(令和6年4月1日現在)

(2) 児童数の状況

11歳までの児童人口の推移をみると、減少傾向で推移し令和2年に875人であった児童数が、令和6年には745人となり、130人の減少となっています。

■児童人口



資料:住民基本台帳(各年4月1日現在)

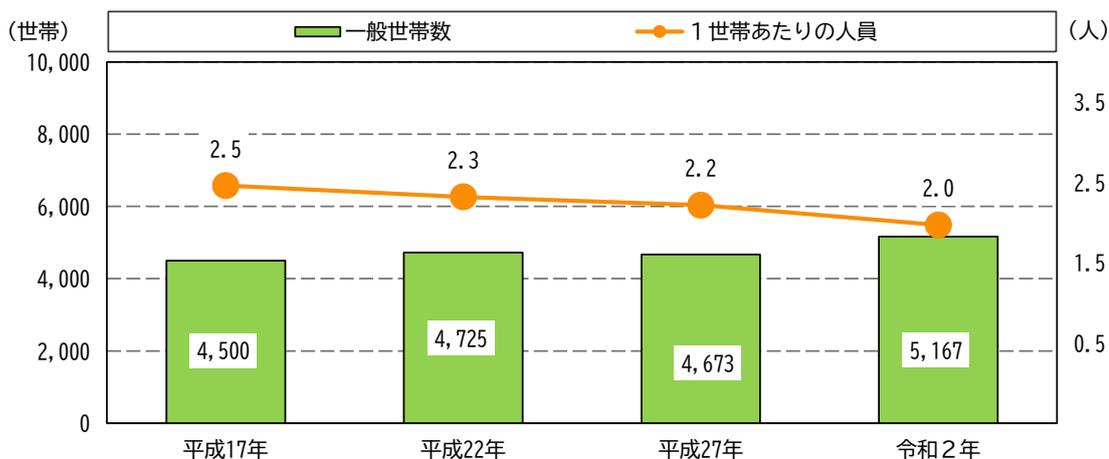
(3) 世帯の状況

世帯の状況は、平成27年から令和2年にかけて増加し、令和2年の世帯数は5,167世帯となっています。

また、核家族化の進行や単身世帯の増加から1世帯あたりの人員数は減少傾向で推移し、平成17年から令和2年の間で0.5人減少しています。

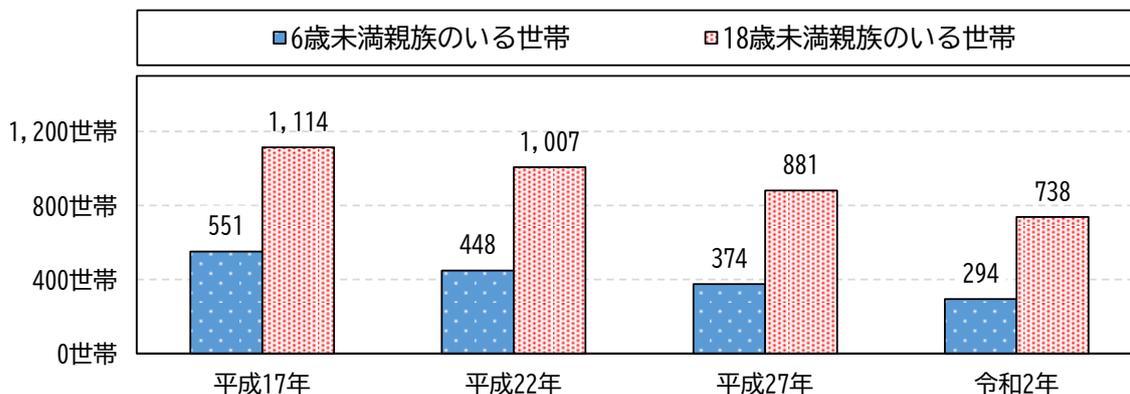
児童のいる世帯でみると、6歳未満親族のいる世帯、18歳未満親族のいる世帯ともに減少傾向で推移しています。

■世帯



資料:国勢調査

■児童のいる世帯



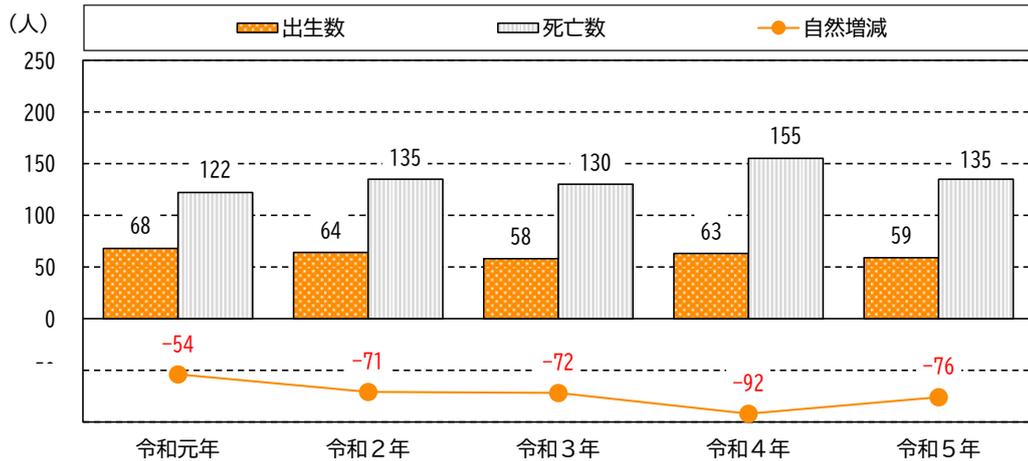
資料:国勢調査

(4) 自然動態・社会動態

出生数と死亡数の推移をみると、常に死亡数が出生数を大きく上回っており、令和5年の自然増減は、マイナス76人となっています。

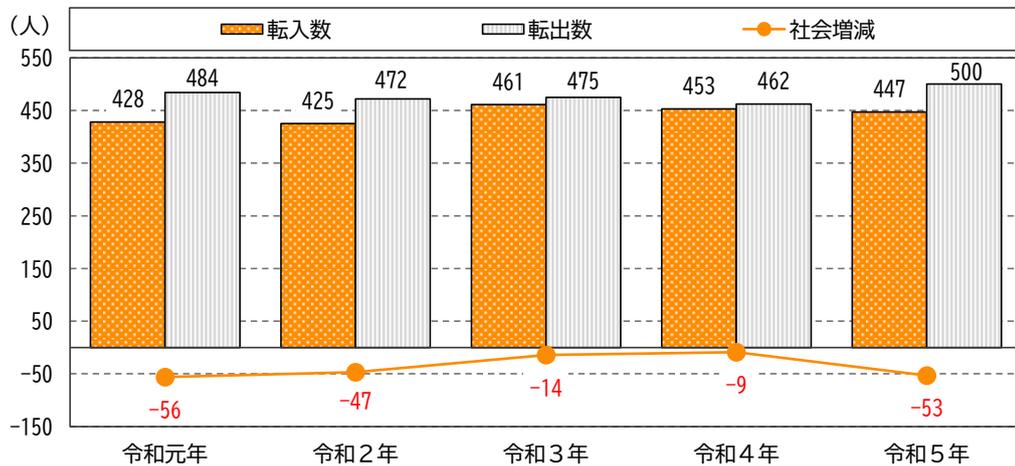
転入数と転出数の推移をみると、常に転出数が転入数を上回っており、令和5年ではマイナス53人となっています。

■自然動態



資料:青森県の推計人口(年報)

■社会動態

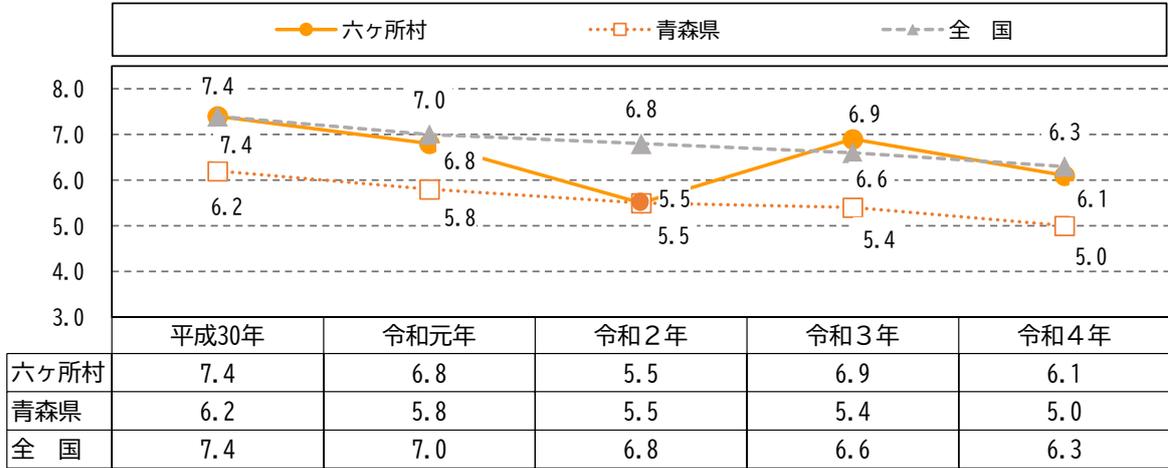


資料:青森県の推計人口(年報)

(5) 出生率の推移

出生率は、令和2年を除き、青森県と比較し高い値で推移しています。

■ 出生率



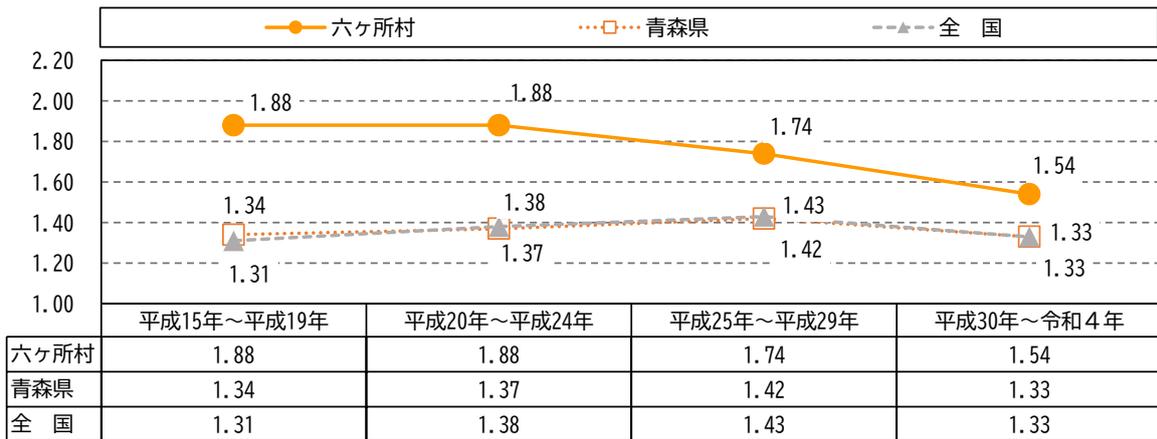
資料:青森県保健統計年報 人口千対

※出生率：年間出生数の人口に対する割合で、1,000人に対する出生数

(6) 合計特殊出生率の推移

合計特殊出生率は、全国、青森県より高い数値を維持し推移しており、平成30年～令和4年では1.54となっています。

■ 合計特殊出生率



資料:人口動態統計 市町村別合計特殊出生率

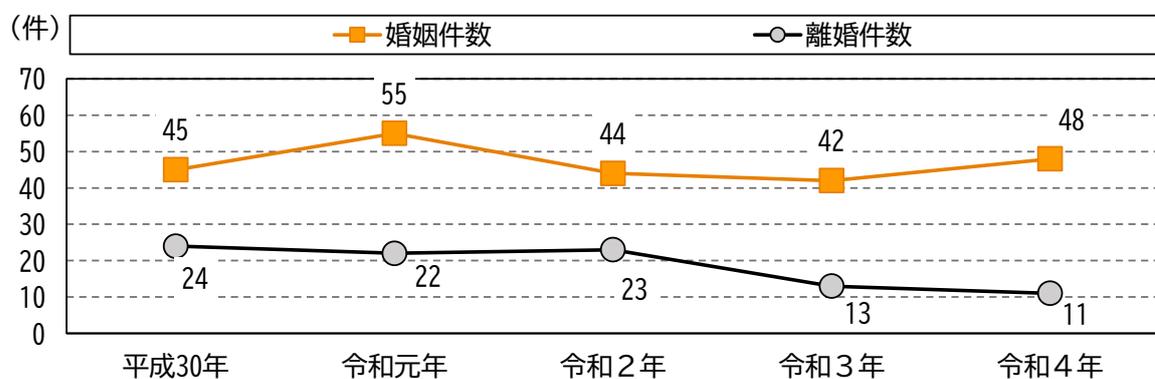
※合計特殊出生率：一人の女性が一生の間に生むとされるこどもの数を表す数値

2 婚姻などの状況

(1) 婚姻・離婚の状況

婚姻件数は、令和4年では48件、離婚件数は、11件となっています。

■婚姻数・離婚数の推移



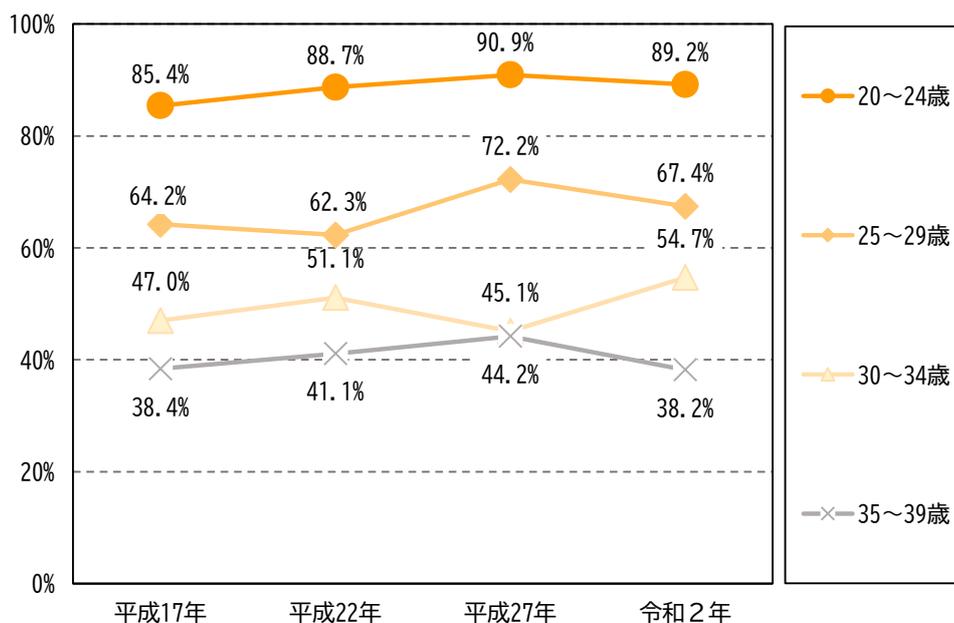
資料:青森県保健統計年報

(2) 未婚率の推移

男性の未婚率は、平成27年から令和2年にかけて、30～34歳で上昇が大きくなっており、その他の年代の未婚率は低下しています。

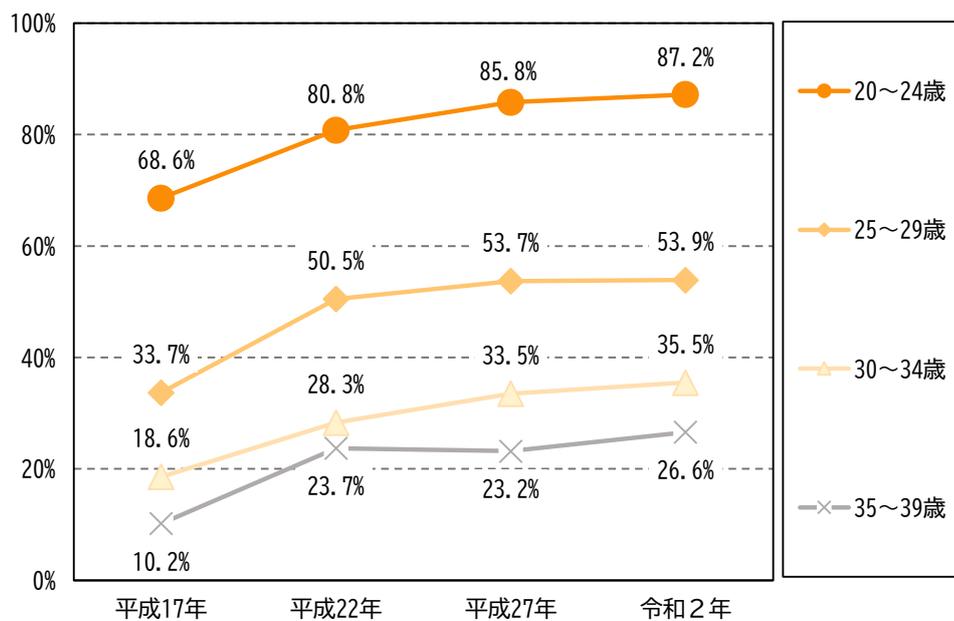
また、女性の未婚率は、軒並み増加傾向で推移し、35～39歳で上昇が大きくなっていきます。

■男性の未婚率



資料：国勢調査

■女性の未婚率



資料：国勢調査

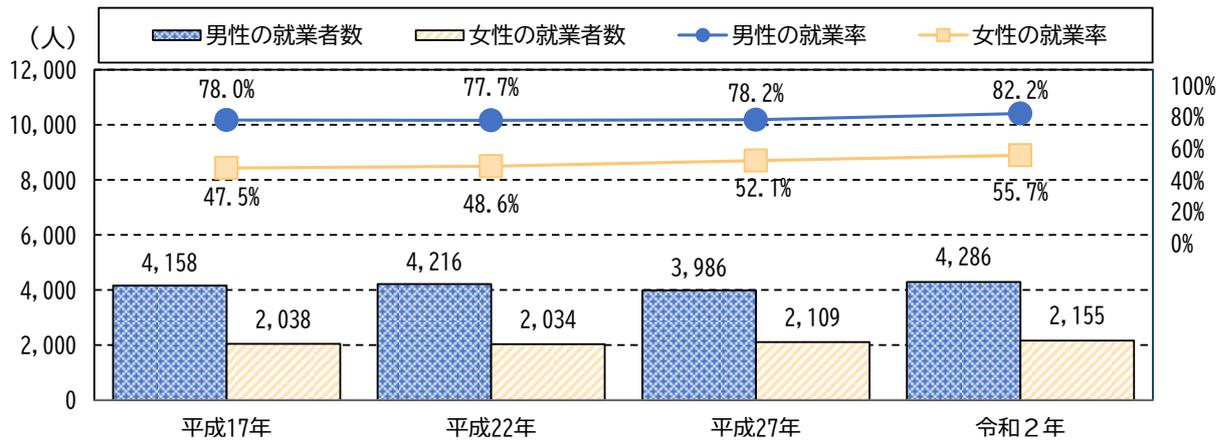
3 就業の状況

(1) 就業者数・就業率の推移

男女別にみた就業状況は、男性、女性ともに就業率は増加傾向となっています。

男女年齢別の労働力率をみると、女性の労働力率は、結婚や出産を機に一旦仕事を辞めることによって低下することが知られていますが、近年は結婚・出産による離職が減少傾向にあります。

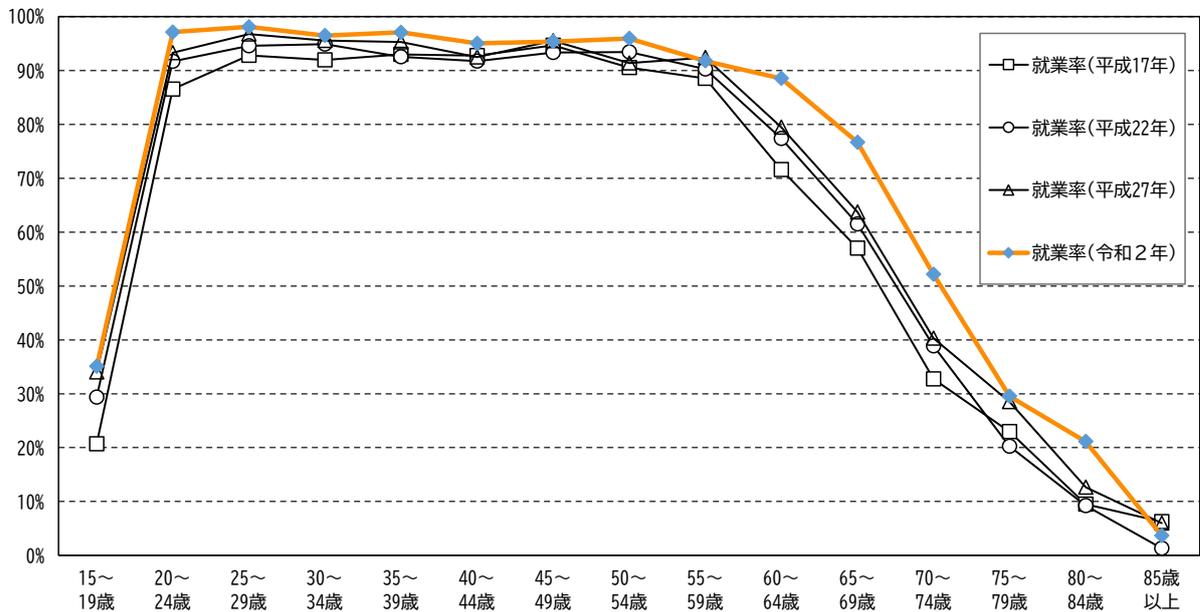
■男女別就業状況



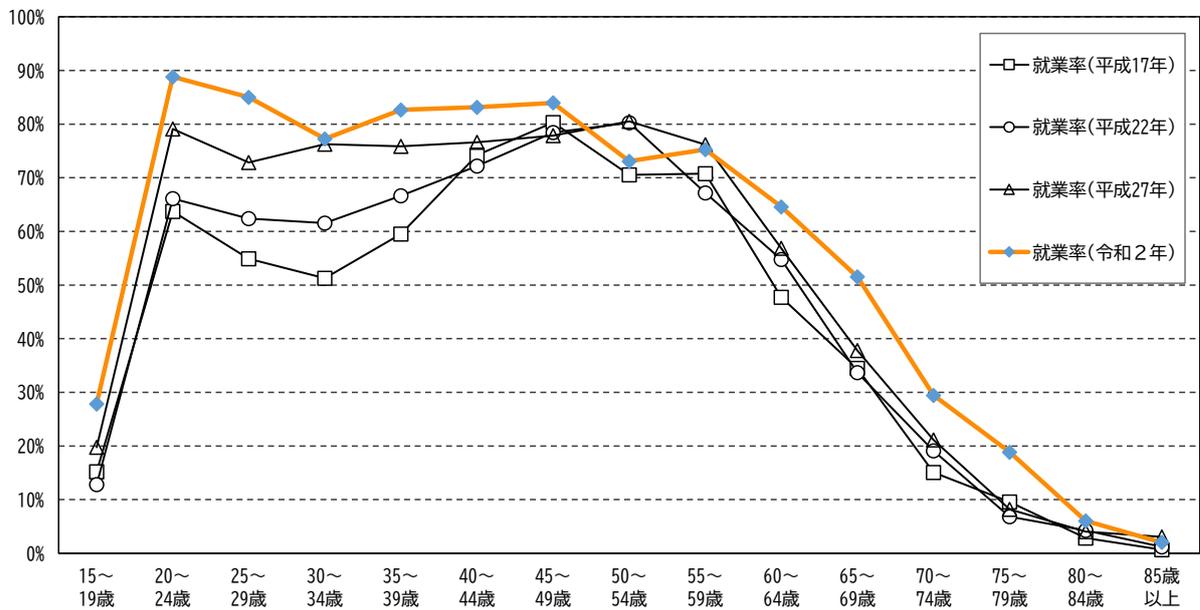
資料:国勢調査

■年齢別就業状況

【 男性 】



【 女性 】



4 健診などの実施状況

●健康診査

- ・乳児一般委託健康診査（医療機関で個別に受診する健康診査）

(単位：延人員)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1～2か月児	59	47	63	53	71
3～5か月児	59	42	55	12	14
6～8か月児	3	5	3	1	0
9～12か月児	3	4	0	6	11

- ・乳幼児健康診査（集団で受診する健康診査）

(単位：%)

健 診 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
4か月児健診	95.2	98.4	98.3	100	96.8
1歳6か月児健診	96.3	98.4	96.2	100	98.6
2歳児歯科健診	95.7	97.4	98.4	100	96.4
3歳児健診	91.7	100	98.6	100	98.2

●健康相談

- ・乳幼児健康相談（個別の健康相談）

(単位：人)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
乳幼児健康相談	2	2	1	2	3

- ・乳幼児健康相談（集団で受診する健康相談）

(単位：%)

健 診 名	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
7か月児健診	96.8	98.3	98.2	100	98.3
1歳児健診	95.9	98.4	96.0	100	100
5歳児発達相談	93.0	98.7	96.8	96.9	98.6

第2章 こども・子育てを取り巻く状況

・精密健康診査

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1歳6か月児 精密健康診査	1	0	0	0	2
3歳児精密健康診査	15	8	13	27	30

●児童相談の受付件数（児童相談の総数※）

(単位：件)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
全国	544,698	520,595	571,961	566,013		厚生労働省福祉 行政報告例の概 況より抜粋
青森県	4,662	4,518	4,746	5,015		青森県児童相談 統計より抜粋
管内	505	469	489	546		青森県児童相談 統計より抜粋
六ヶ所村	7	14	26	9	14	厚生労働省福祉 行政報告数

※児童相談の総数：保健相談、障害相談、非行相談、育成相談、その他の相談の総数

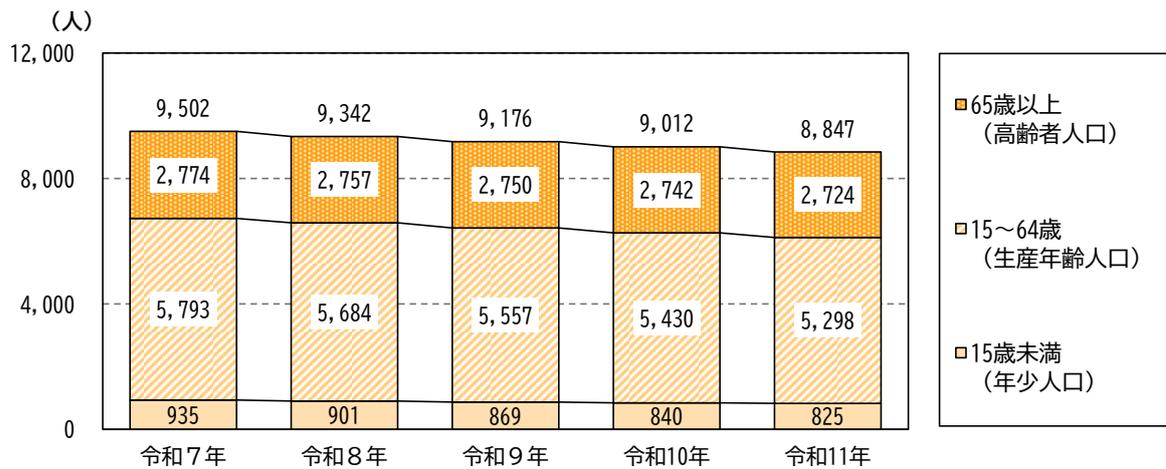
5 人口推計

(1) 人口推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、将来人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の総人口は8,847人と推計されます。

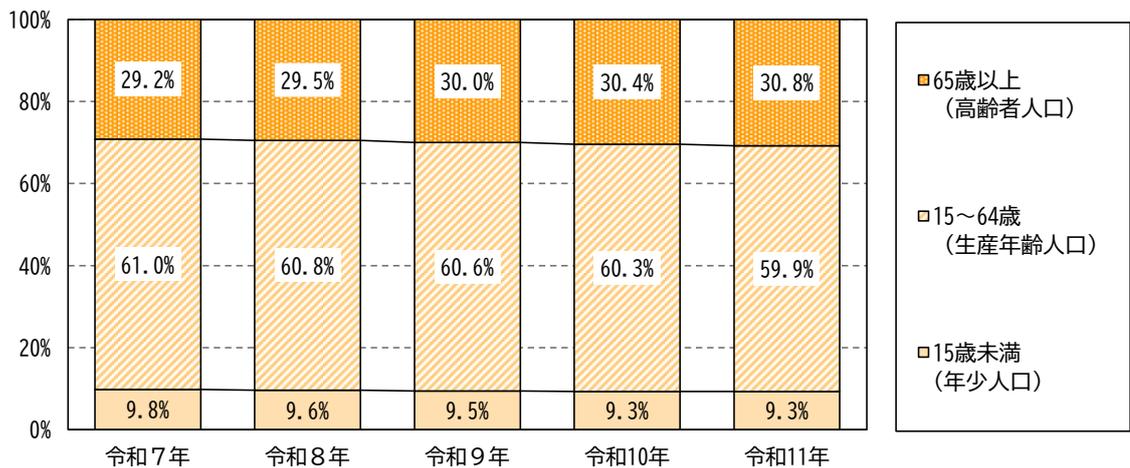
また、年齢3区分別人口割合は、年少人口割合、生産年齢人口割合は減少、高齢者人口割合は増加傾向で推移すると推計されます。

■年齢3区分別人口推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

■年齢3区分別人口割合推計



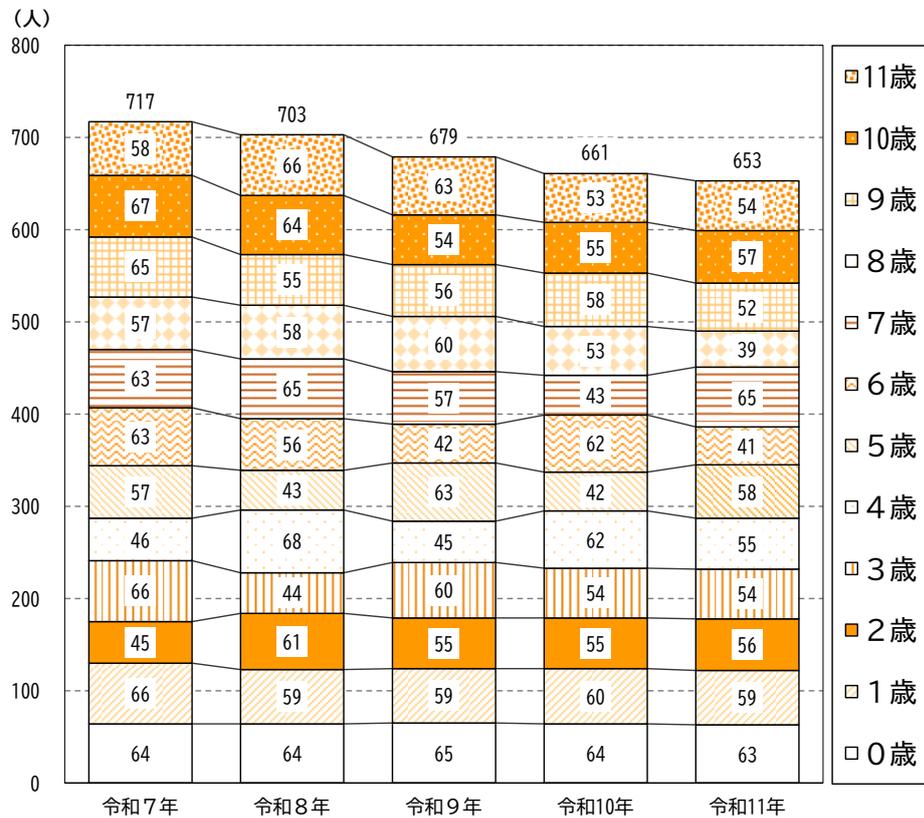
資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

※コーホート変化率法：各コーホート（同じ年に生まれた人々の集団）について、過去の実績人口の動向から「変化率」を求め、将来の人口を推計する方法です。

(2) 児童人口の推計

令和2年から令和6年の住民基本台帳を基に、0～11歳の児童人口を推計したところ、令和7年以降も減少傾向で推移し、令和11年の児童人口は653人と推計されます。

■児童人口の推計



資料:住民基本台帳を基にコーホート変化率法による推計

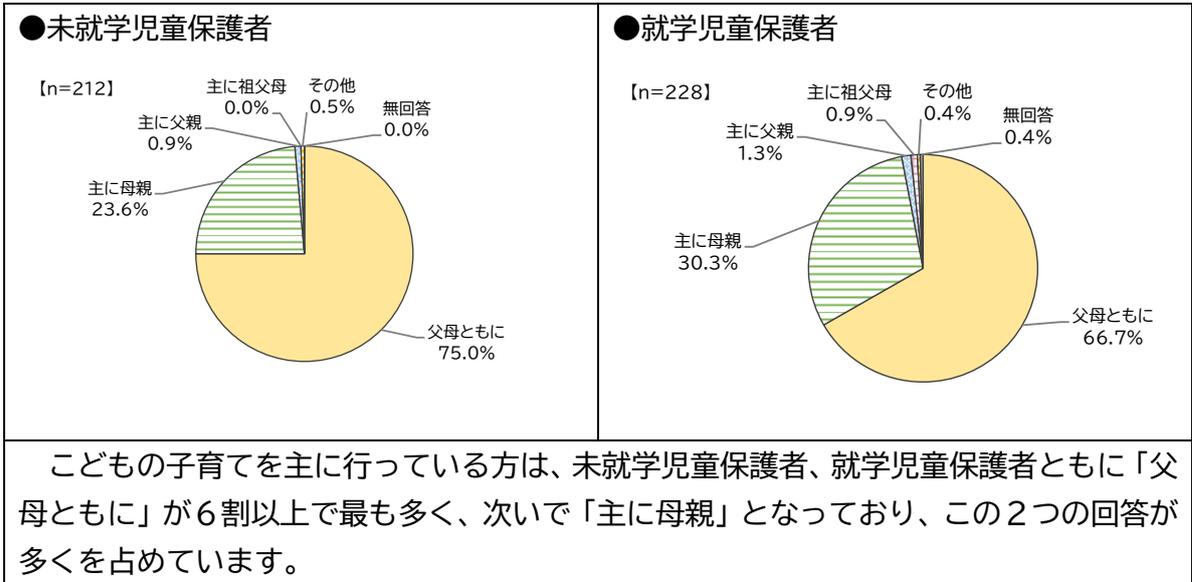
6 アンケート調査結果の概要

(1) 調査結果 (一部抜粋)

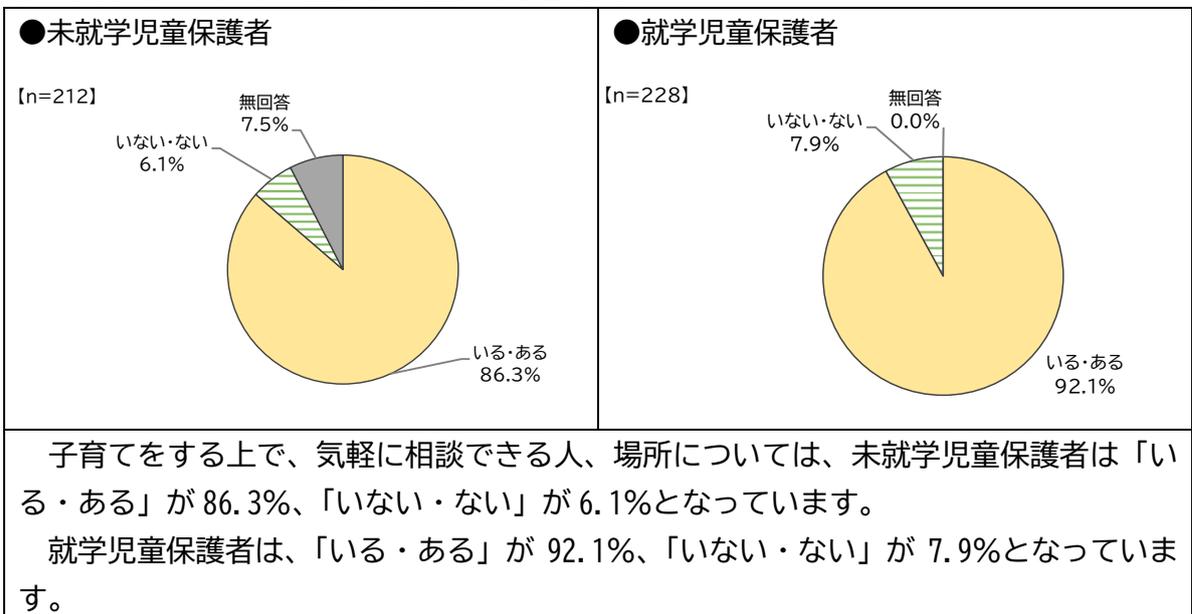
アンケート結果は以下の通りとなります。

(調査の実施概要は5頁参照)

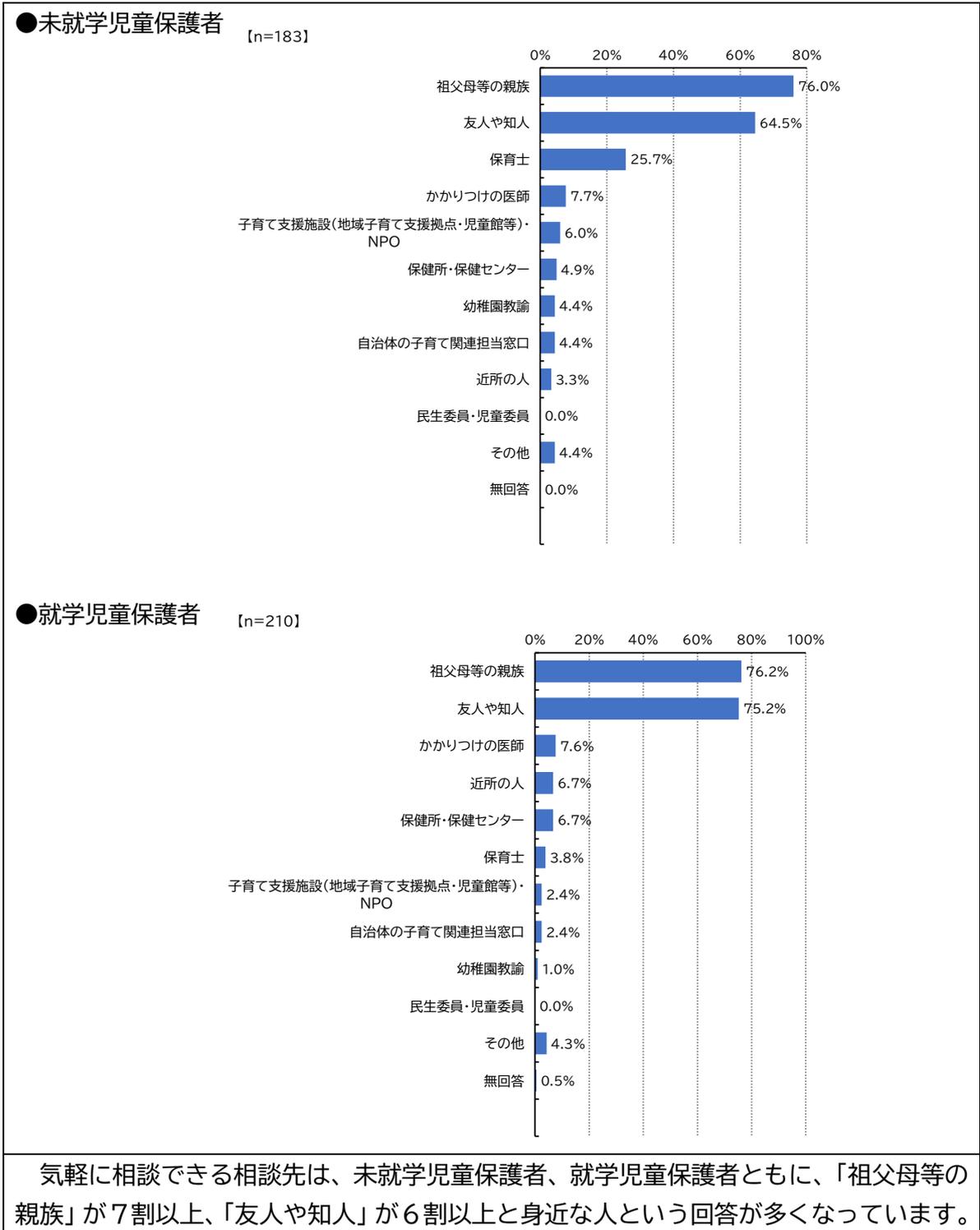
① 子育てを主に行っている人



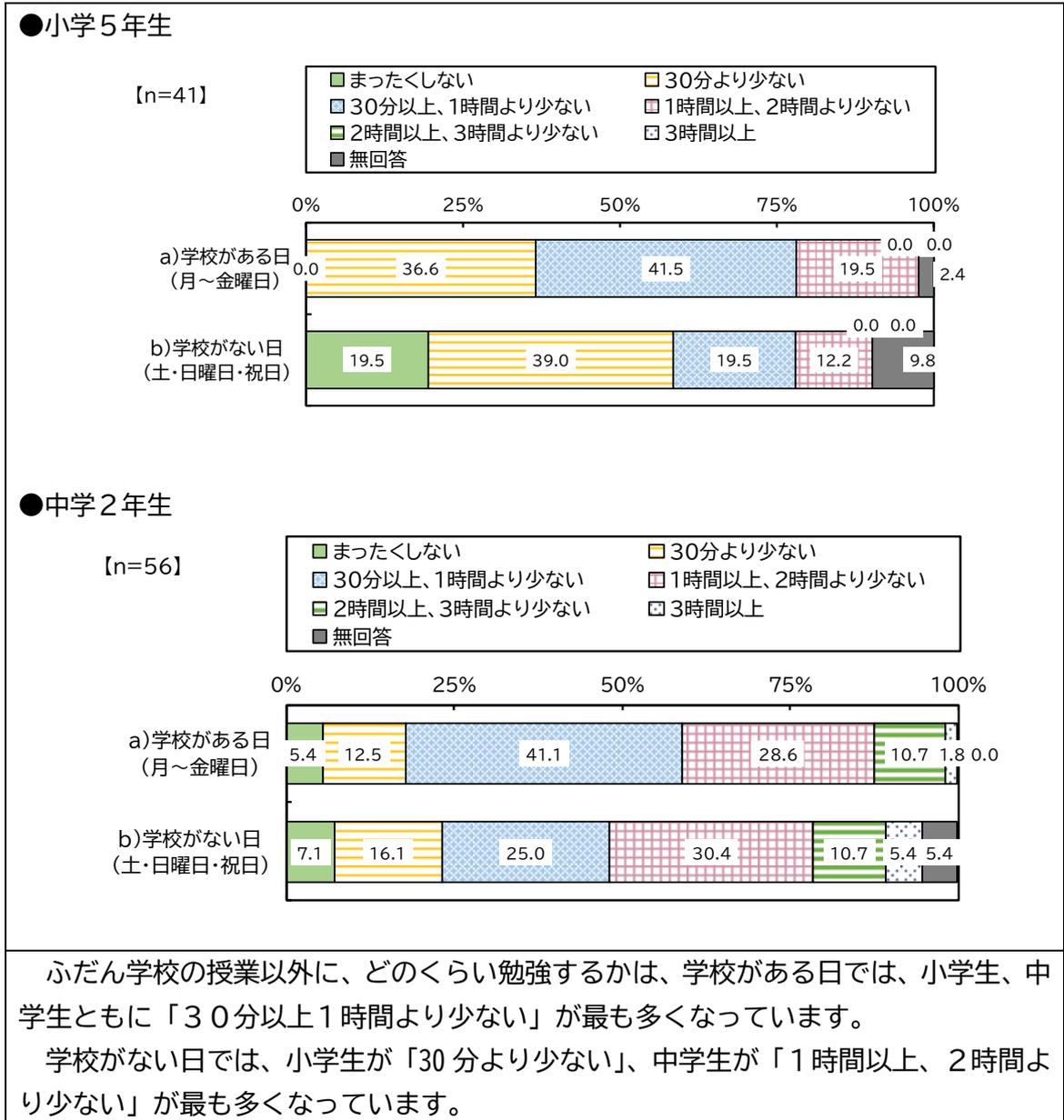
② 子育てについての相談者、相談できる場所



③ 相談先

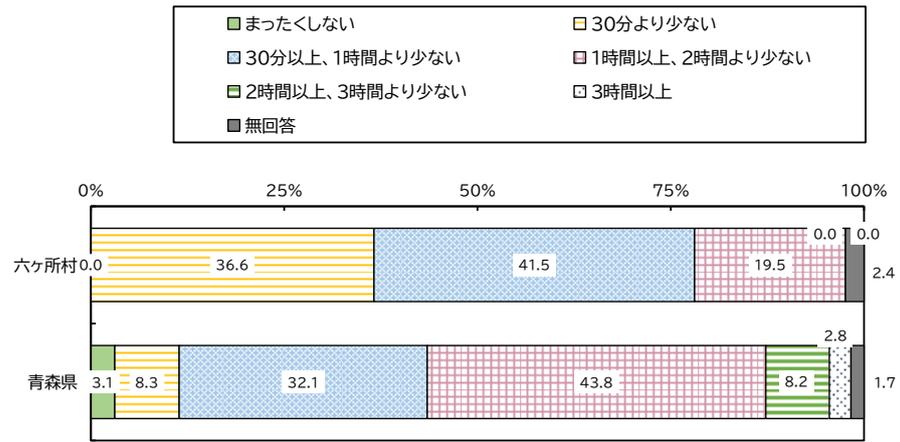


④ 小中学生の学習の状況

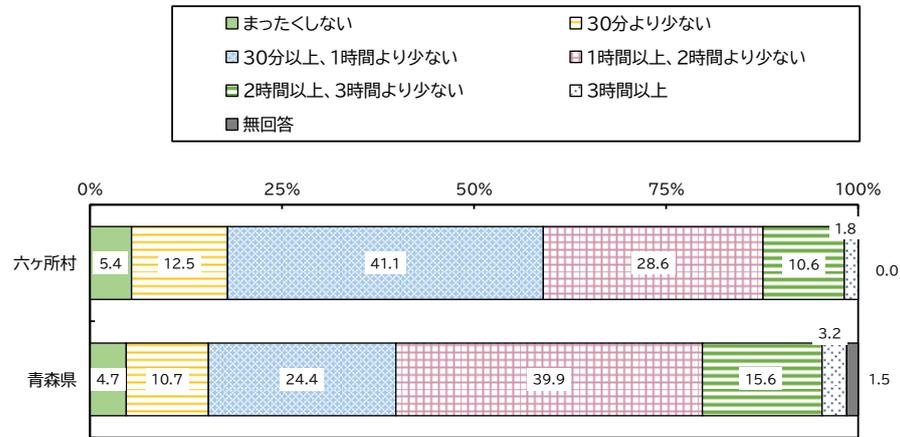


●県との比較 平日の学習状況

●小学5年生



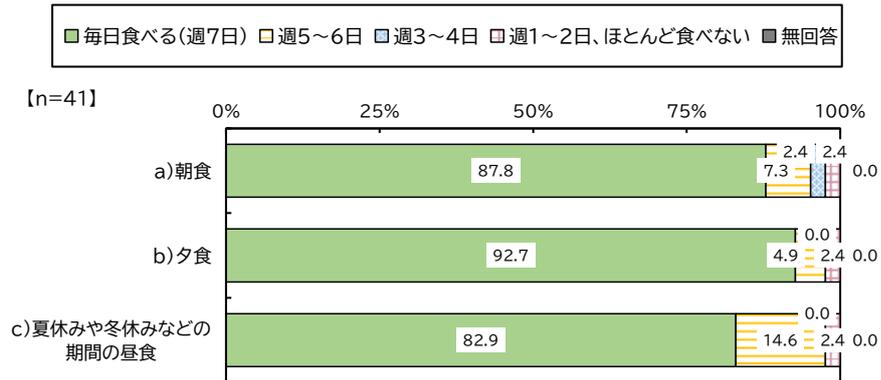
●中学2年生



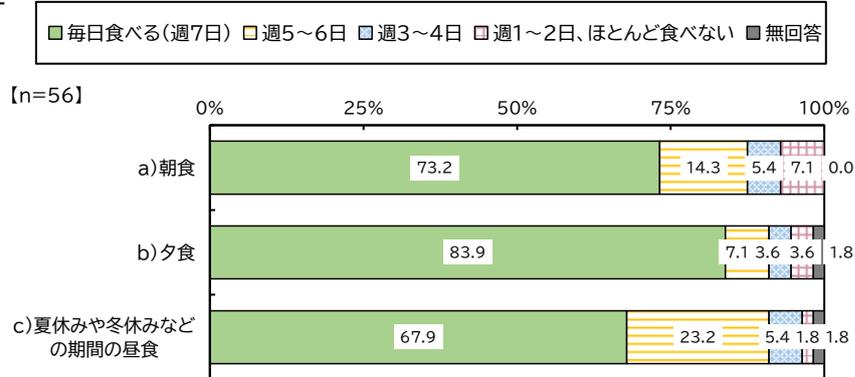
青森県（青森県子どもの生活実態調査：R1）の調査結果から平日の学習状況を比較すると、小学5年生、中学2年生ともに、本村は「30分以上1時間より少ない」が最も多く、青森県は「1時間以上、2時間より少ない」が最も多くなっています。

⑤ 食事の状況

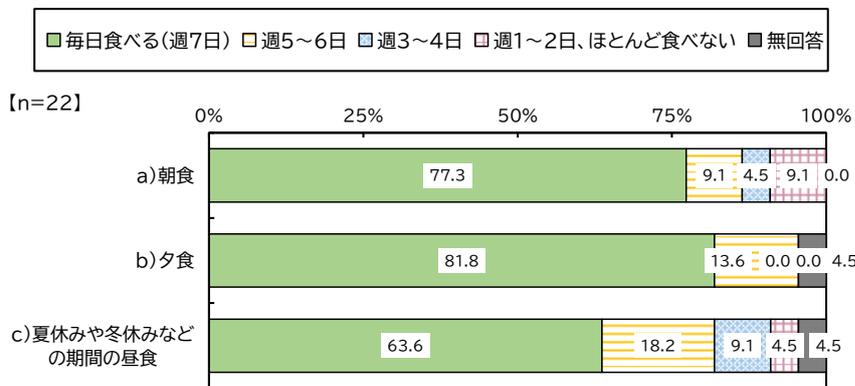
●小学5年生



●中学2年生



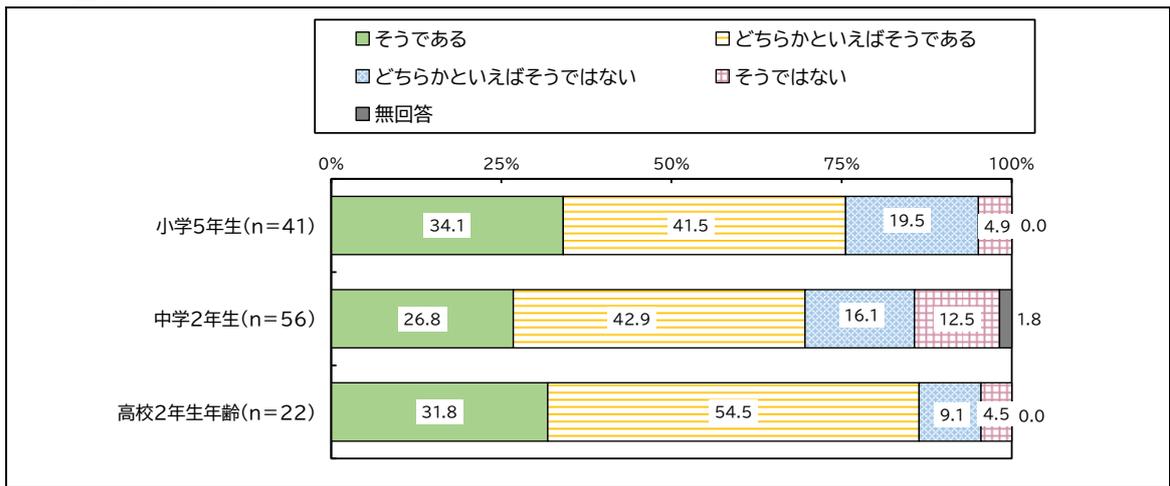
●高校2年生年齢



週にどのくらい、食事をしているかは、「毎日食べる(週7日)」の割合をしてみると、小学5年生、中学2年生、高校2年生年齢のいずれも、「夏休みや冬休みなどの期間の昼食」が最も低くなっています。

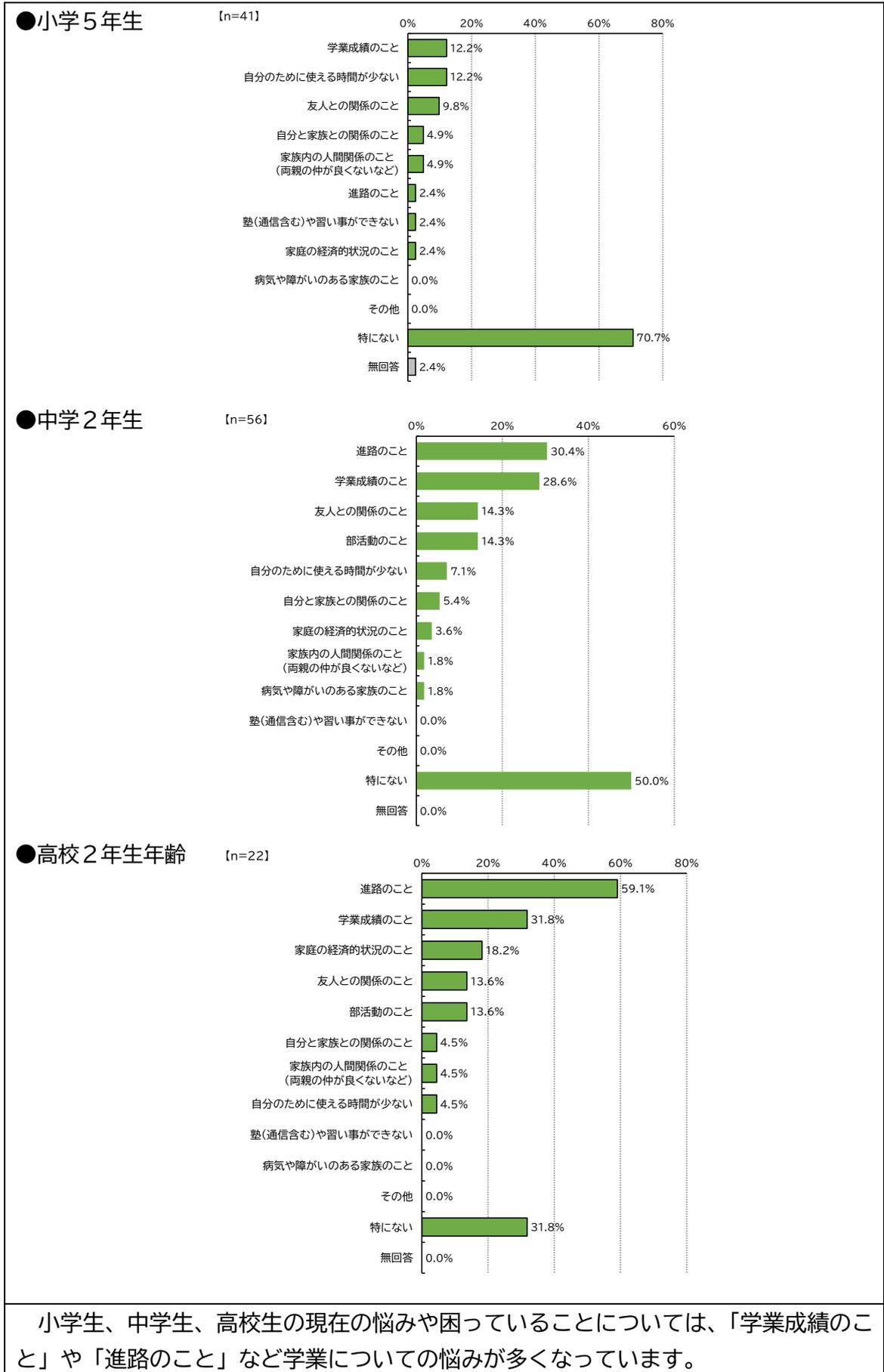
また「朝食」を「週1~2日、ほとんど食べない」と回答した割合をみると、小学5年生が2.4%、中学2年生が7.1%、高校2年生年齢が9.1%となっています。

⑥ 睡眠の状況

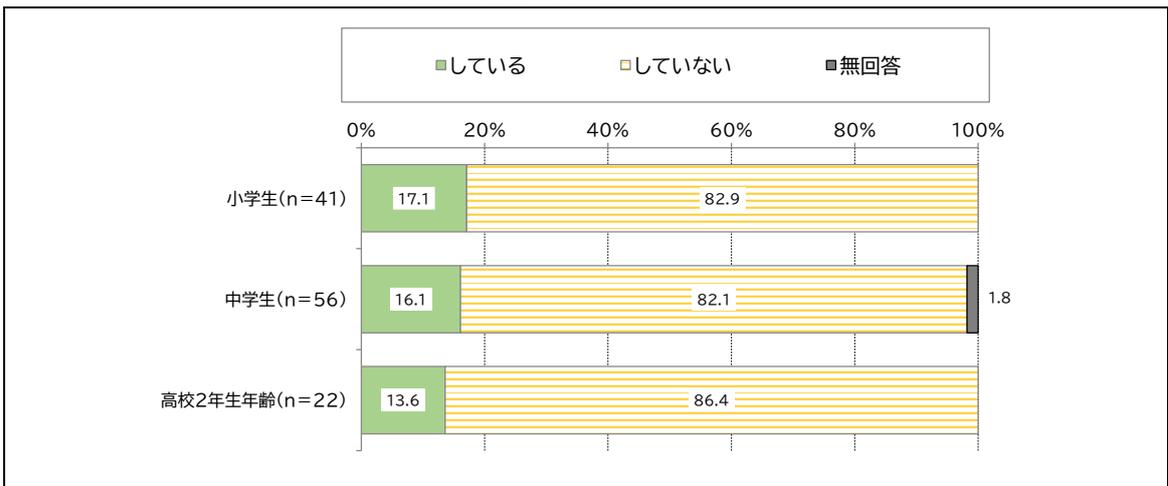


ふだん(月曜日～金曜日)、ほぼ同じ時間に寝ているかは、「そうである」または「どちらかといえばそうである」と回答した割合は小学5年生が 75.6%、中学2年生が 69.7%、高校2年生年齢が 86.3%となっています。

⑦ 現在の悩みや困っていること

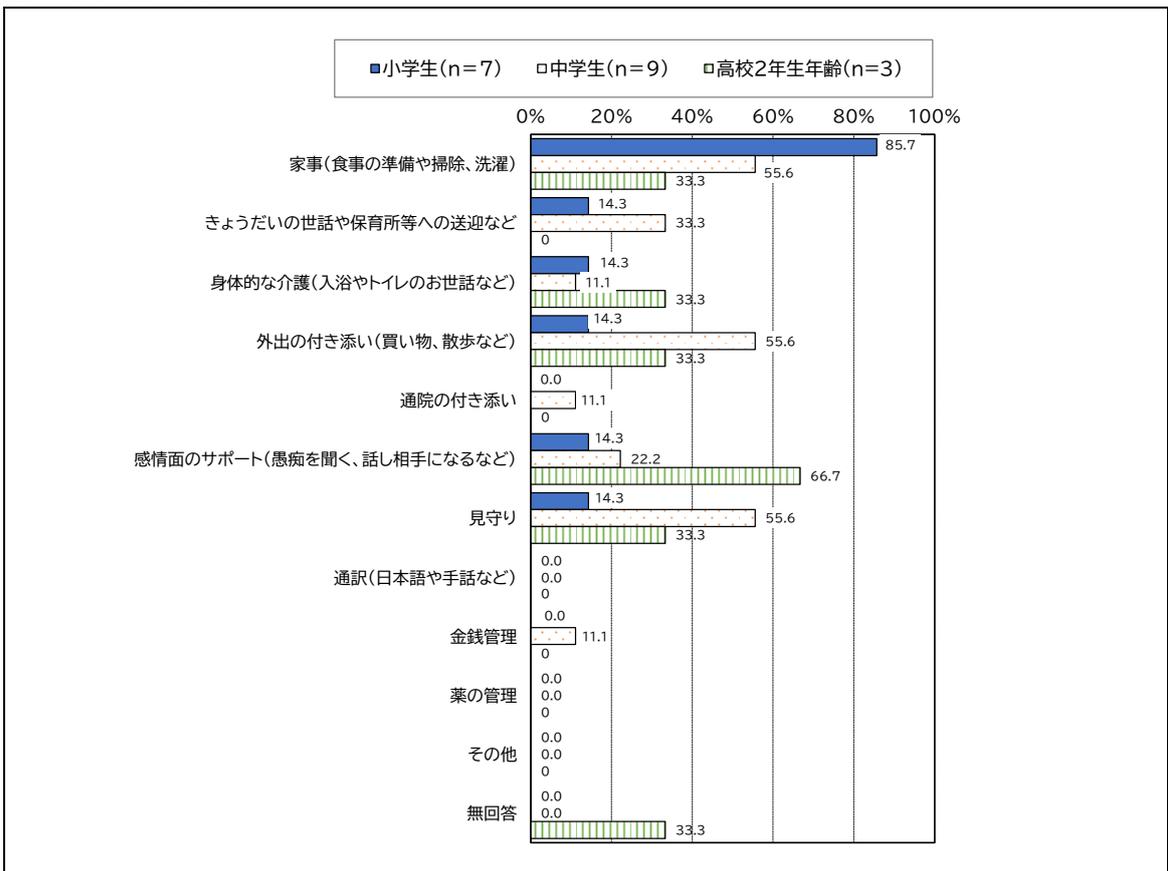


⑧ 本来大人がすべき家族のお世話をしていますか



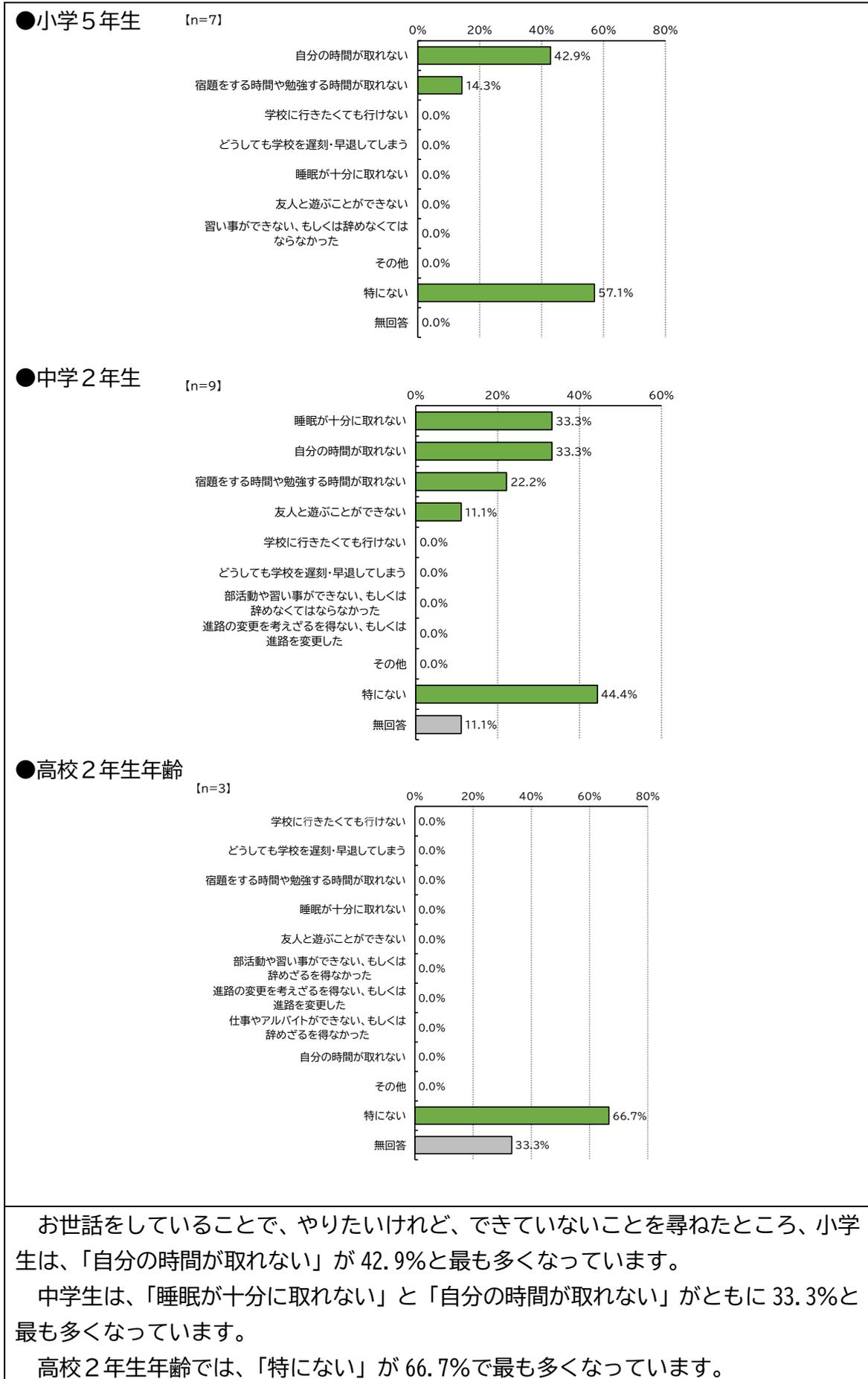
本来は大人がすべき家族のお世話をしているかでは、小学5年生の 17.1%、中学2年生の 16.1%、高校生2年生年齢の 13.6%が「している」と回答しています。

⑧ お世話の内容

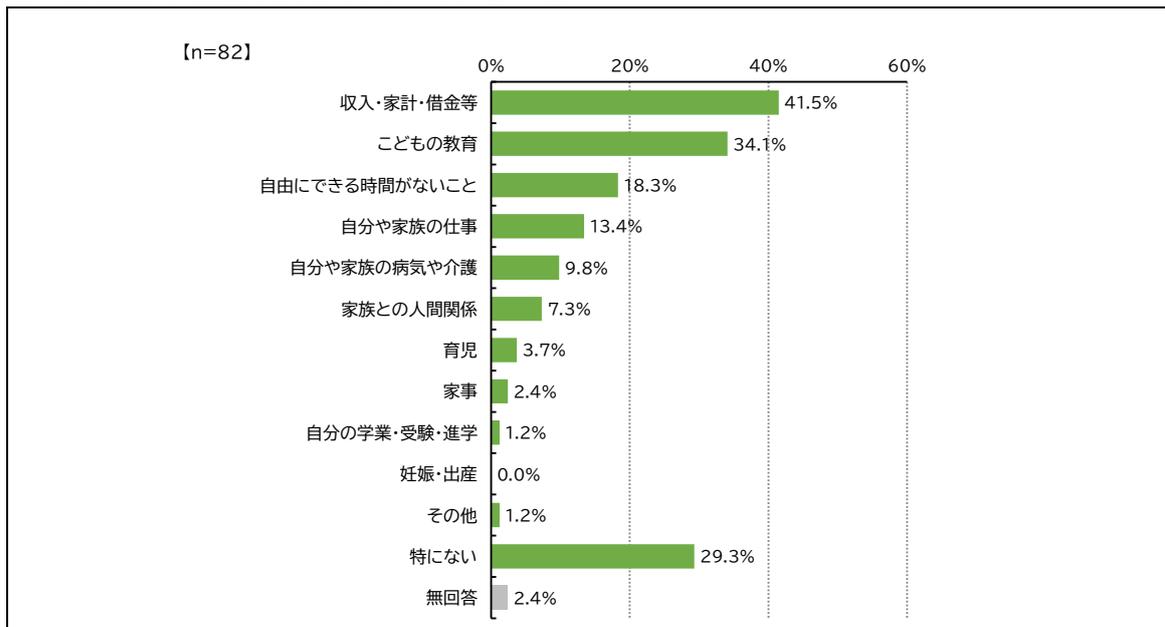


お世話の内容については、小学5年生は「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」が 85.7%、中学2年生は「家事(食事の準備や掃除、洗濯)」、「外出の付き添い(買い物、散歩など)」、「見守り」がいずれも 55.6%、高校2年生年は「感情面のサポート(愚痴を聞く、話し相手になるなど)」が 66.7%で最も多くなっています。

⑩ 家族のお世話をすることでできないこと

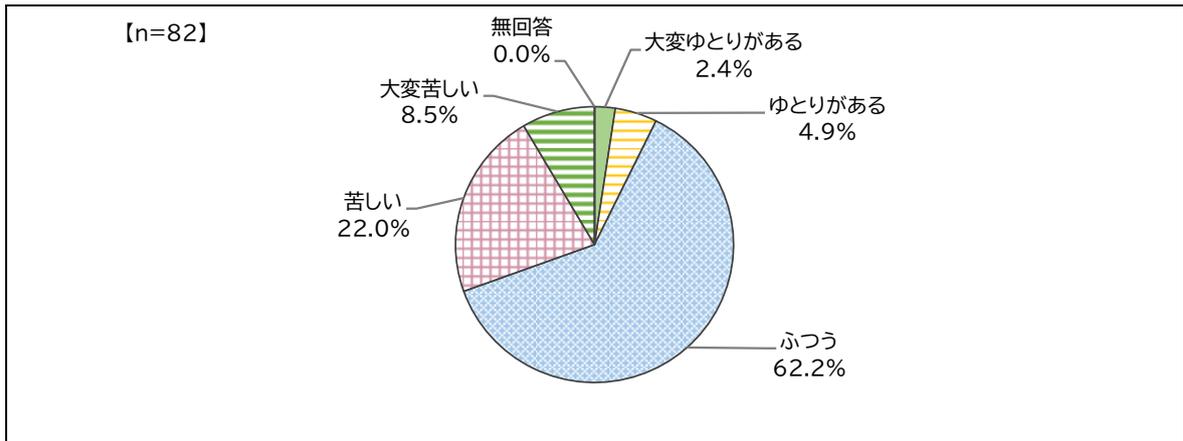


① 保護者の現在の悩みや困っていること



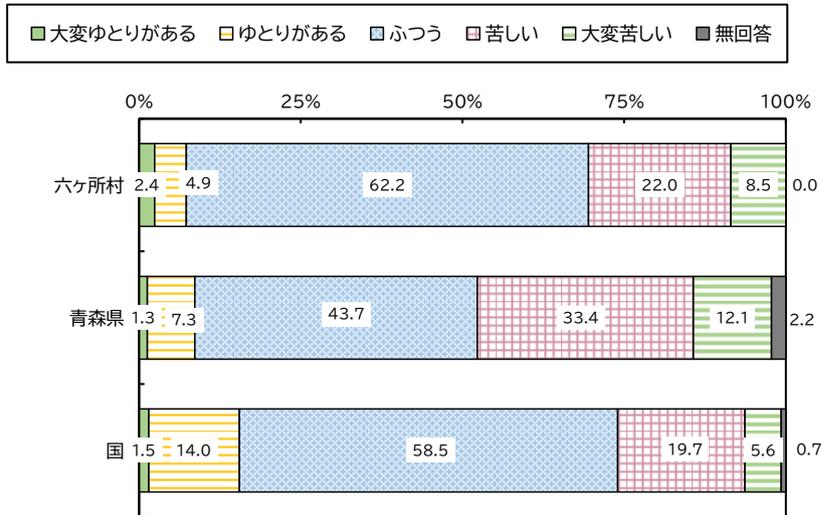
現在悩みごとや困りごとは、「収入・家計・借金等」が41.5%と最も多く、次いで「こどもの教育」(34.1%)、「自由にできる時間がないこと」(18.3%)、「自分や家族の仕事」(13.4%)と続いています。

⑫ 現在の暮らしの状況



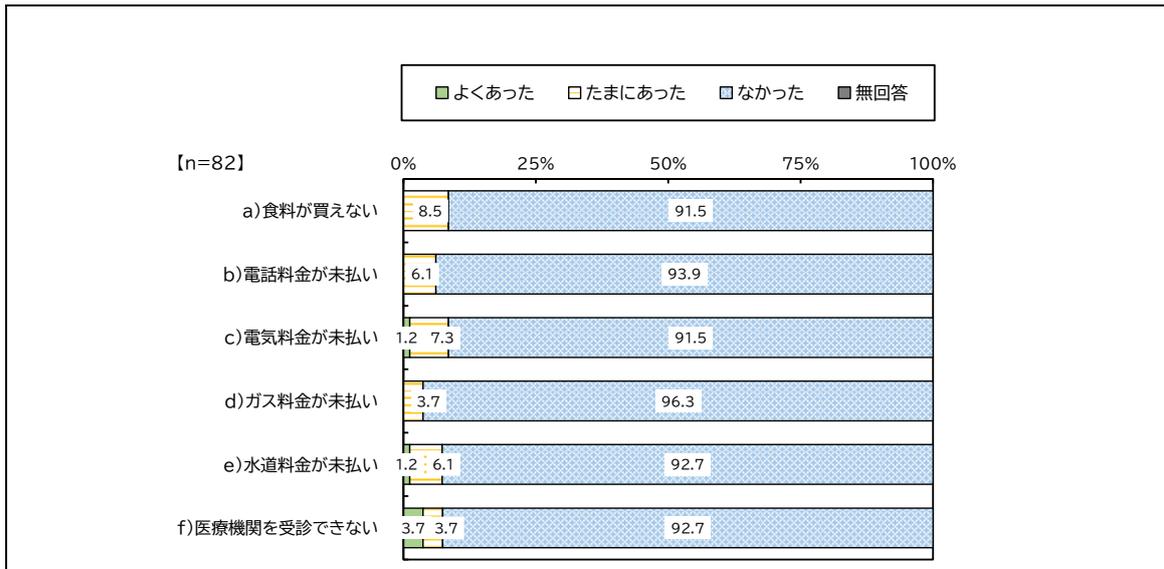
現在の暮らしの状況は、「ふつう」が62.2%と最も多く、次いで「苦しい」(22.0%)、「大変苦しい」(8.5%)、「ゆとりがある」(4.9%)、「大変ゆとりがある」(2.4%)となっています。

● 国、県との比較 暮らしの状況



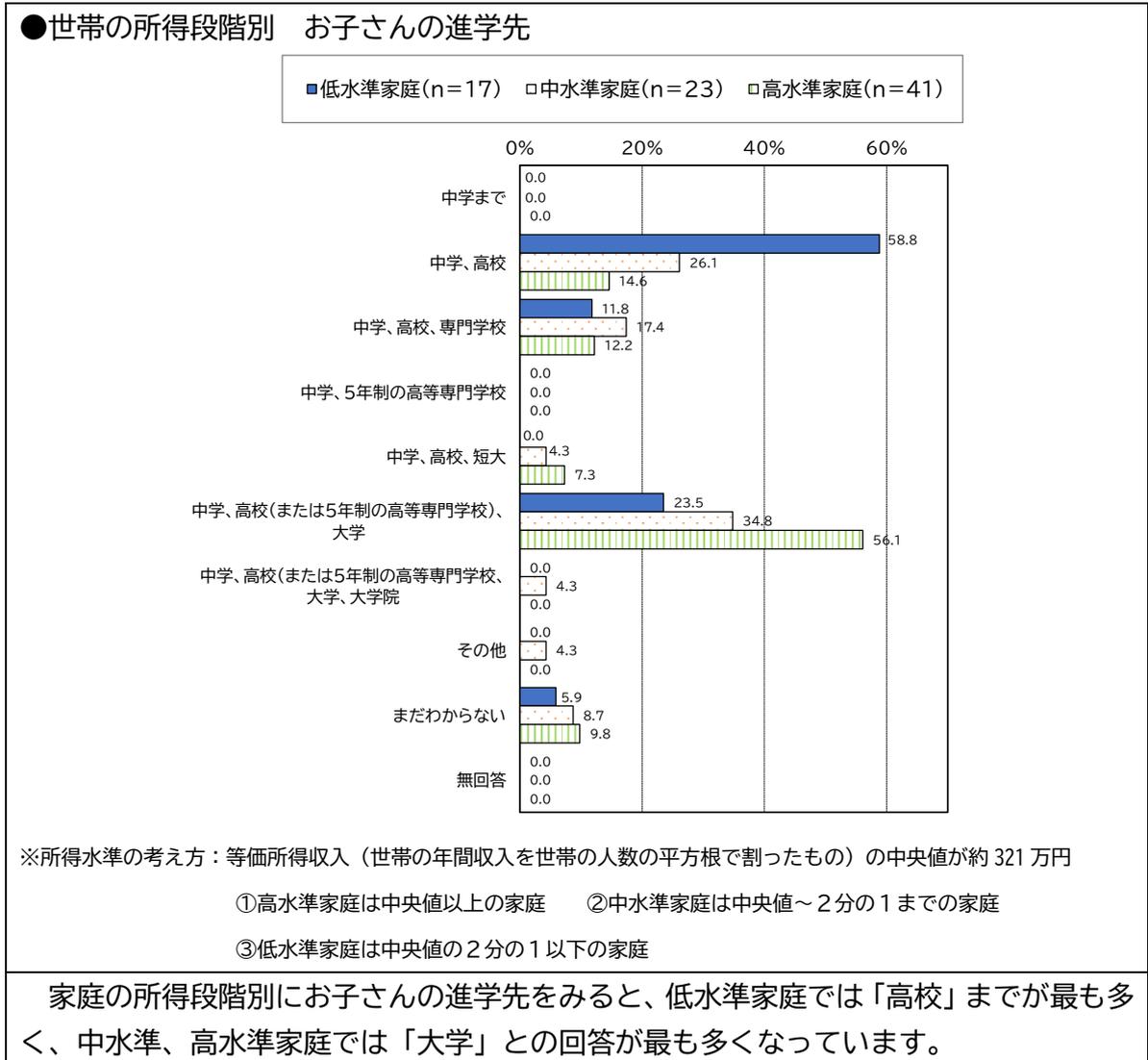
青森県（青森県子どもの生活実態調査：R1）、国（こどもの生活状況調査：R3）の調査結果から現在の暮らしの状況を比較すると、「苦しい」、「大変苦しい」の割合は、本村が30.5%、青森県が45.5%、国が25.3%となっています。

⑬ 経済的な理由でできなかったこと

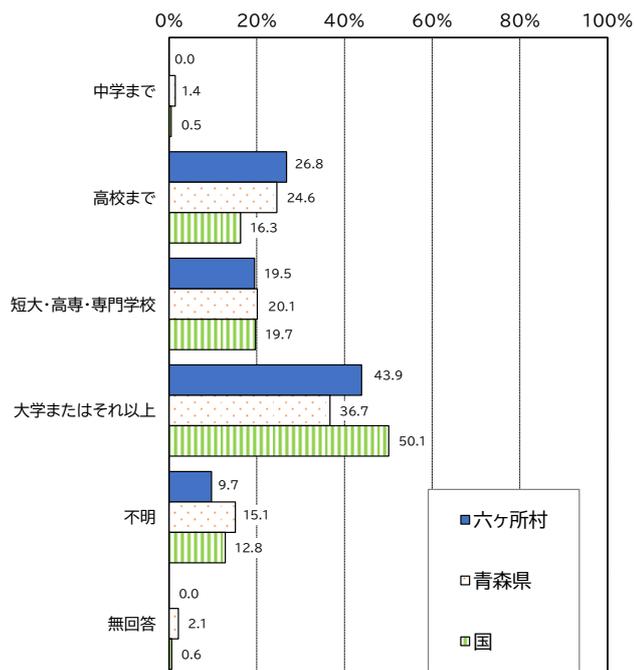


過去1年の間に経済的な理由で家族が必要とするものが買えないことなどがあつたかは、すべての項目で9割以上が「なかった」と回答していますが、「よくあつた」、「たまたまあつた」の回答割合をみると、「a)食料が買えない」、「c)電気料金が未払い」が8.5%となっています。また、「f)医療機関を受診できない」は3.7%が「よくあつた」と回答しています。

⑭ お子さんの進学について

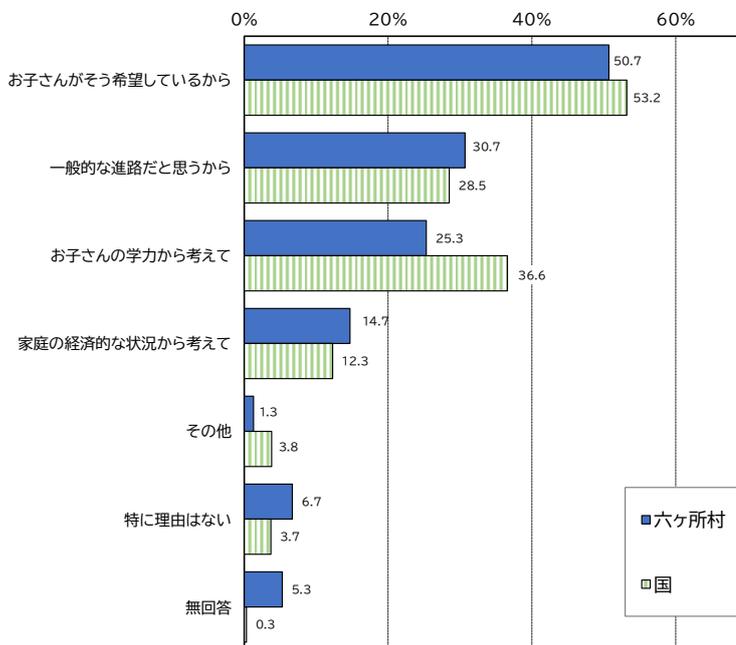


●国、県との比較お子さんの進学先



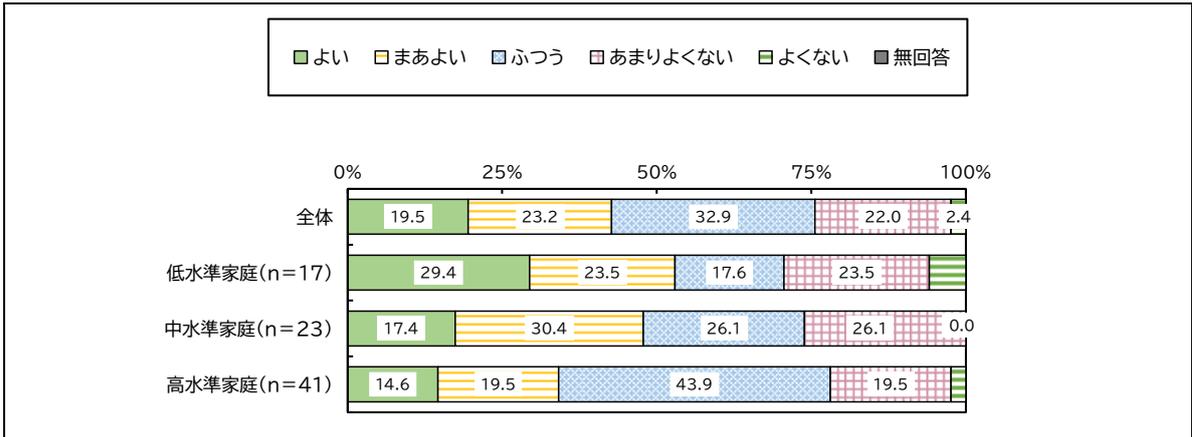
現実的なお子さんの進学先について、青森県（青森県子どもの生活実態調査：R1）、国（こどもの生活状況調査：R3）と本村の調査結果を比較すると、「高校まで」との回答が多い傾向となっています。「大学またはそれ以上」では青森県を上回っています。

●国との比較現実的な進学先の理由



お子さんの進学先を選択した理由について、国（こどもの生活状況調査：R3）と本村の調査結果を比較すると、「家庭の経済的な状況から考えて」との回答が多くなっています。

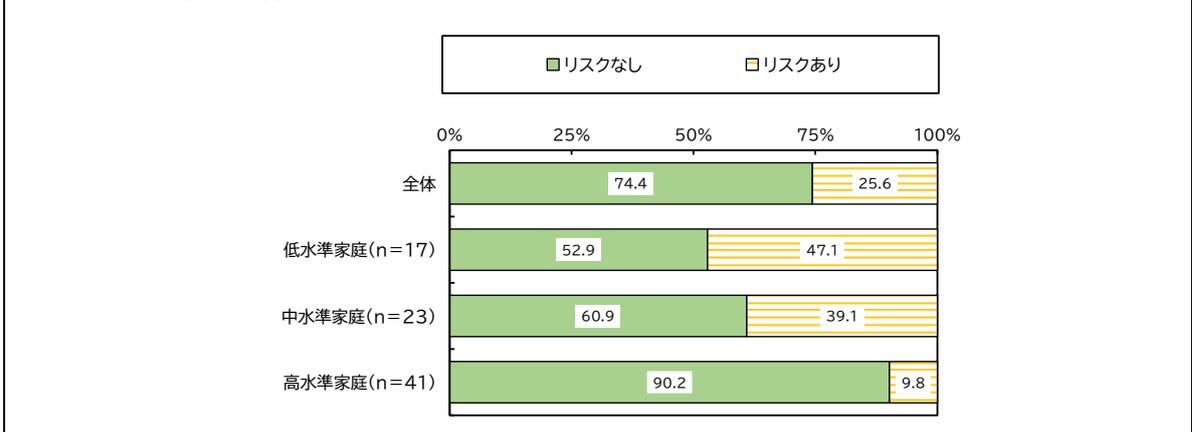
⑮ 保護者の健康状態



保護者の現在の健康状態は、「よい」、「まあよい」の割合は42.7%となり、「あまりよくない」、「よくない」は24.4%となっています。

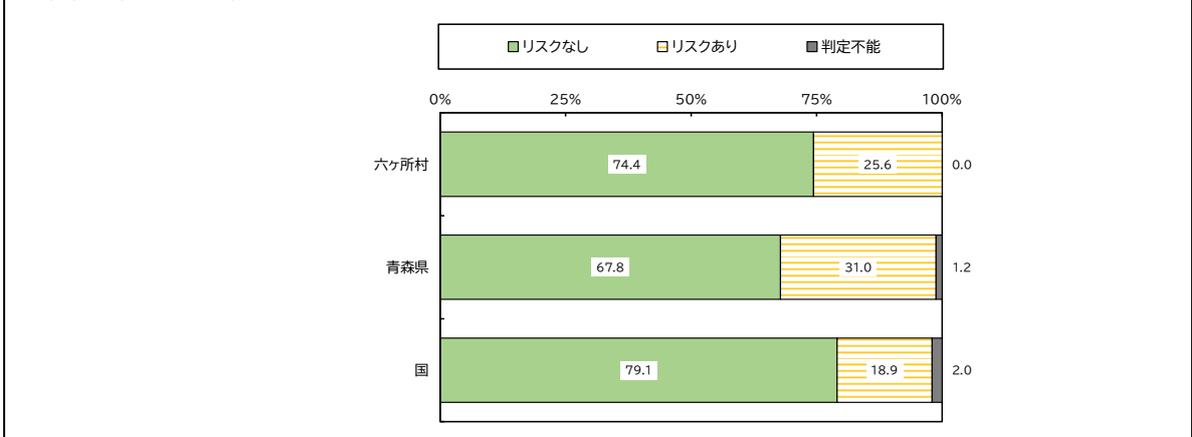
⑯ 保護者の気分障害・不安障害リスク

●世帯の所得段階別 気分障害・不安障害のリスクの有無



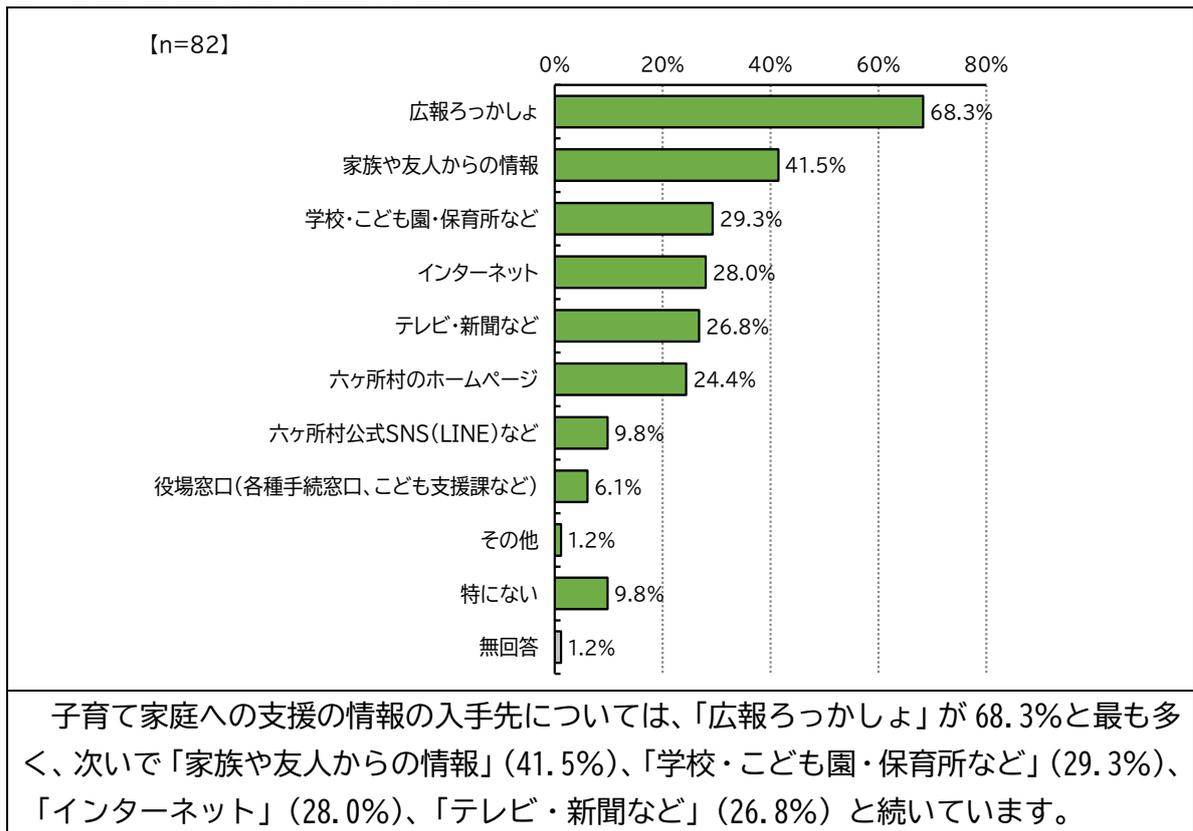
気分障害・不安障害のリスクの有無を所得段階別にみると、所得水準の低い家庭が「リスクあり」の割合が高くなる傾向となっています。

●国、県との比較

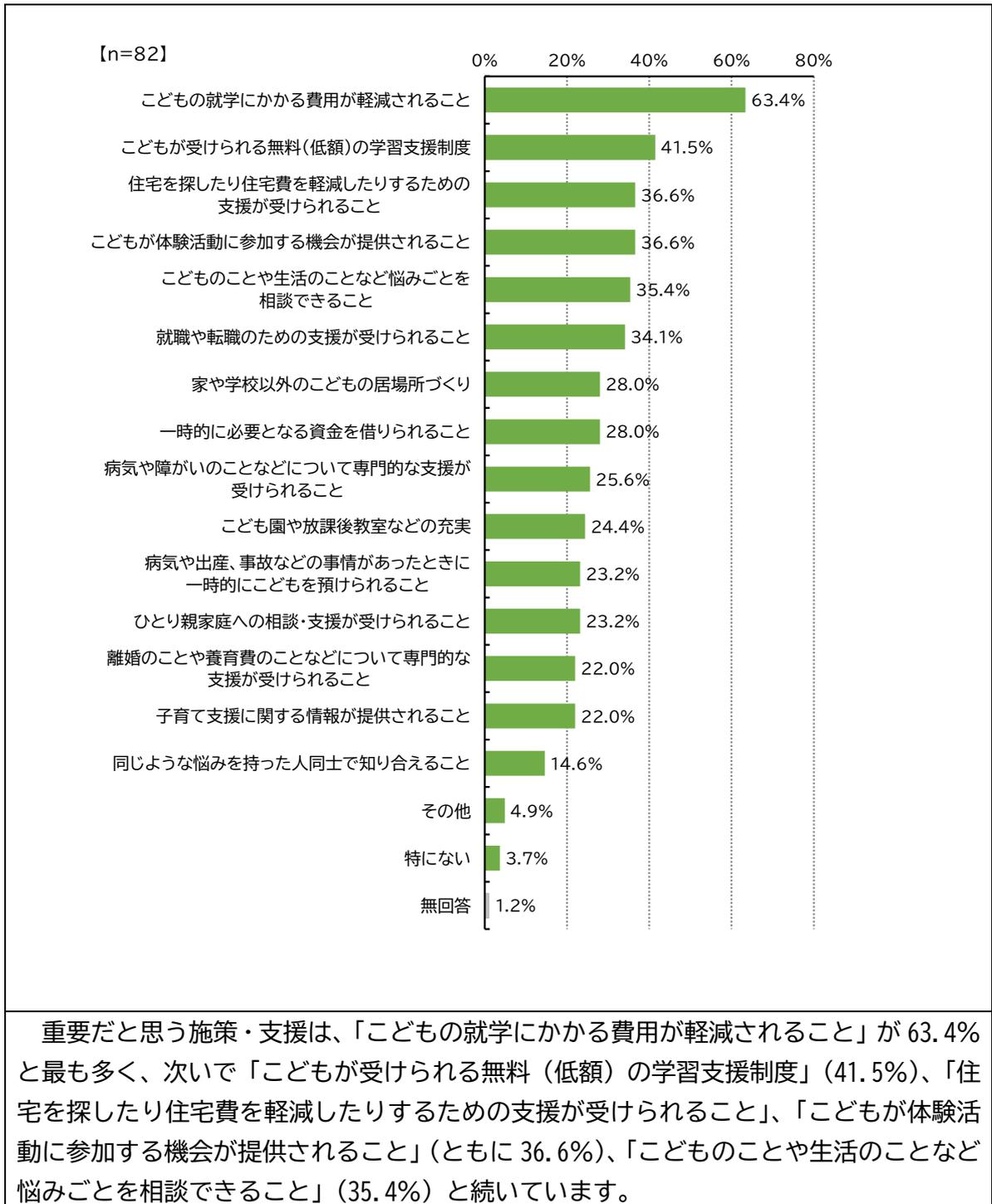


気分障害・不安障害のリスクの有無について、青森県（青森県子どもの生活実態調査：R1）、国（こどもの生活状況調査：R3）と本村の調査結果を比較すると、「リスクあり」の割合は国（18.9%）よりも上回っていますが、青森県（31.0%）より下回っています。

⑰ 子育て支援などの情報の入手先



⑱ 重要だと思う施策・支援



7 アンケートや市の現状から見える課題

(1) こども・子育て支援体制の充実

子育てについての相談者、相談できる場所について、未就学児童保護者の6.1%、就学児童保護者の7.9%が「いない・ない」と回答しています。

子育てに関する相談内容は、育児、教育、親子関係、保護者の就労、経済的困窮など、多岐にわたるため、子育て世帯が迷わずに安心して相談することができるよう、関係機関等との連携体制の整備、分かりやすい情報提供など包括的な支援体制の充実が重要です。

子育て支援などの情報の入手先は、「広報ろっかしょ」が68.3%、「家族や友人からの情報」が41.5%と多数を占めています。

支援制度については、保護者の子育ての悩みや不安の軽減、地域からの孤立の解消のため、その対象者や制度の内容・目的、利用方法などの情報が必要とする人に届き、適切な利用に結びつくよう、SNSのさらなる活用など、必要な情報が早く、正確に、わかりやすく届くよう周知方法の工夫と、それぞれの生活状況に寄り添う相談体制の充実が重要です。

(2) 母親とこどもの健康の確保及び増進

食事の状況について、朝食を「毎日食べる」割合は、小学5年生が87.8%、中学2年生が73.2%、高校2年生年齢が77.3%となっています。また、すべての年代で長期休暇時の昼食を毎日食べる割合が低い傾向です。睡眠については、高校2年生年齢に比べ、小中学生の年代において就寝時間のばらつきがみられます。

こどものころから基本的な生活習慣を身に付けることができるよう、家庭への情報提供や意識啓発を通じた家庭教育の支援、また、健康状態やこころの状態の悪化から不登校などにつながることはないよう、学校、地域、関係機関等との連携によりこどもの生活や健康に対する見守り体制の充実が重要です。

保護者の健康状態については、24.4%が「あまりよくない」、「よくない」と回答しています。また、心の状態については、気分障害・不安障害のリスクがある人は25.6%となっています。保護者やこどもの心身の状態の早期把握、問題がある場合は必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要です。また、すべての家庭において、不安や困り事を相談できる相手は重要であり、地域とのつながりの確保やアウトリーチの支援も含めた相談窓口の充実が必要です。

結婚・妊娠・出産・育児まで、すべてのライフステージにおける切れ目のない支援が重要となっており、すべてのこどもの健やかな成長の実現に向けて、安全な妊娠・出産の体制の確保と育児不安の軽減、こどもの疾病の予防等を目的とした健康相談や家庭訪問の充実を図り、妊娠期から継続した育児支援が重要です。

(3) 教育支援体制の充実

現在の悩みや困っていることについては、学業についての回答が多く、「進路のこと」は中学2年生が30.4%、高校2年生年齢が59.1%、「学業成績のこと」は小学5年生が12.2%、中学2年生が28.6%、高校2年生年齢が31.8%となっています。

また、保護者の現在の悩みごとや困りごととして、「こどもの教育」が34.1%と多くの方が回答しています。

保護者や児童生徒の学業についての悩みやひきこもり、不登校、いじめ問題、性に関する悩みなどに対応するため関係機関の連携などを図りながら相談体制の充実に努めていくことが必要です。地域や家庭、学校の連携・協力を一層深め、地域に根ざした教育支援体制が重要です。

(4) 経済的支援の充実

現在の暮らしの状況は「大変苦しい」、「苦しい」が30.5%となっています。

保護者の現在の悩みごとや困りごとは、「収入・家計・借金等」が41.5%で最も多くなっています。また、経済的な理由でできなかったこととして、「医療機関を受診できない」が7.4%、「食料が買えない」が8.5%となっており、経済的な悩みをかかえている世帯が一部にあることがうかがえます。

また、現実的なお子さんの進学先を選んだ理由は、「家庭の経済的な状況から考えて」が14.7%となっています。六ヶ所村の取り組みで力を入れてほしいものについては、保護者では、「こどもの就学に係る費用が軽減されること」が6割以上で最も多く、次いで「こどもが受けられる無料（低額）の学習支援制度」が41.5%となり、就学、学習支援についての経済的な負担の軽減への要望が多くなっています。

経済的理由から進学をあきらめることがないよう、家庭の経済状況にかかわらず、希望する教育を受けることができるよう経済的な支援の充実が重要です。

生活困窮に陥りやすい傾向にある家庭の早期把握を行うとともに、本人の希望を尊重しながら、必要な支援制度や専門相談へとつなげることが重要です。また、すべての家庭において、不安や困り事を相談できる相手は重要であり、地域とのつながりの確保やアウトリーチの支援も含めた相談窓口の充実が必要です。

こうした家庭に対して、行政の支援のみならず社会福祉協議会の生活困窮者自立相談支援事業等、適切な支援の制度への理解や利用に結び付けるための取り組みが重要です。

(5) 仕事と家庭生活の両立の推進

国勢調査によると、本村の働く女性の割合は増加傾向にあります。女性が結婚・出産期にあたる年代の就業率は上昇傾向となっています。

保護者の現在の悩みや困っていることでは、「収入・家計・借金等」が最も多く、「自分や家族の仕事」が3番目に多くなっています。

安定した就労環境とともに、働きながら子育てできる環境を整えていくには、長期的視野に立って、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に配慮した社会の実現を目指すとともに、必要ときに必要な各種保育サービスを十分に利用できる体制の整備も重要です。

(6) 配慮を必要とするこどもへの支援の充実

子育てをめぐる家庭の状況は、障がい、疾病、虐待など様々な問題を含んでいることから、家庭の状況に応じた支援を展開するとともに、関係機関等との連携による訪問や相談支援体制の充実を図り、こどもの置かれた状況の早期把握、対応など総合的な支援が求められています。

家族のお世話をしているかについては、小学5年生が17.1%、中学2年生が16.1%、高校2年生年齢が13.6%となっています。また、そのお世話をすることで、「自分の時間が取れない」、「睡眠が十分に取れない」、「宿題をする時間や勉強する時間が取れない」などの回答がありました。虐待を受けているこどもや、ヤングケアラーなどは問題が潜在化しやすく、早期発見が難しいケースが多いため、周囲の大人が虐待などへの理解を深め、対応力向上を図ることが重要です。

障がいなど、生まれ育つ環境に左右されず、すべてのこどもたちが尊重されるべき権利の主体として自分らしく生活していけるよう引き続き環境の整備を図るとともに、自ら安心して支援や救済、保護が求められる体制を強化していくことが求められています。

8 第2期子ども・子育て支援事業計画の評価

(1) 地域子ども・子育て支援事業

事業名	令和6年度 量の見込み 計画値	令和6年度 実績（見込）	評価	備考
① 利用者支援事業	1箇所	1箇所	B	
② 時間外保育（延長保育）	実施	実施	B	
③ 放課後児童健全育成事業 （低学年）（実人数）	131人	142人	B	
④ 放課後児童健全育成事業 （高学年）（実人数）	60人	77人	B	
⑤ 子育て短期支援事業	—	—	D	
⑥ 地域子育て支援拠点事業	延べ372人	335人	B	
⑦ 一時預かり事業	延べ175人	27人	B	
⑧ 子育て援助活動支援事業 （ファミサポ事業）	延べ84人	—	D	
⑨ 病児・病後児保育事業	延べ99人	74人	B	
⑩ 妊婦健診事業（実人数）	110人	69人	B	
⑪ 乳幼児家庭全戸訪問事業 （実人数）	78人	58人	B	
⑫ 養育支援訪問事業 （実人数）	5人	7人	B	
⑬ 実費徴収に係る補足給付を 行う事業	—	—	D	
⑭ 多様な事業者の参入を促進 する事業	—	—	D	
⑮ 子育てのための施設等利用 給付の円滑な実施の確保	—	—	B	

評価 A：計画以上 C：未達成
B：計画通り D：評価不能（未実施及び目標値の設定なし）

第3章 子ども・子育て支援の方向性

第3章 子ども・子育て支援の方向性

1 基本理念

「子ども・子育て支援法」では、市町村の責務として、こどもの健やかな成長のために、適切な環境が等しく確保されるよう、子ども・保護者に必要な子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされています。

また、この法律の基本理念では、子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭、学校、地域、企業など、その他の社会のすべての分野において、各々の役割を果たすとともに、相互に協力して行われなければならないとされています。

本村ではこれまで、「第2期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画」の基本理念「こどもが生き生きと遊び 未来を支える人と文化を育て 子育てに喜びや夢を持つことができる むら」に基づき、地域や関係機関との連携のもと子育て支援施策を推進してきました。

これまで同様、本村では、こどもが六ヶ所村で生まれてよかったと実感し、保護者もこのむらで子育てをしてよかったと実感できるように地域で支えるむらづくりを目指しています。

第3期計画においても、目指すべき姿は変わることがないため、第2期計画の基本理念を継承し、施策の実施とより一層の充実を目指すこととします。

◆基本理念

こどもが生き生きと遊び

未来を支える人と文化を育て

子育てに喜びや夢を持つことができる むら

2 基本目標

基本理念の実現に向けて、すべての子育て家庭のために、多様なニーズに応える教育・保育事業、地域子ども・子育て支援事業を提供します。また、総合的なこども・子育て支援施策を推進します。

基本目標1 こども・子育て支援体制の充実

こどもを育てながら、安心して働くことができる環境をつくるため、利用しやすい保育サービスの確保に努め、地域における多様な子育て支援サービスの充実を図ります。

今後、こども・子育てを取り巻く環境の変化に対応するため保護者はもちろん、こどものニーズを注視しながら、子育てに係る事業等の量的確保を進めるとともに、一人ひとりの成長に応じ、こどもの健やかな成長につなげるための事業の充実に努めます。

基本目標2 母親とこどもの健康の確保及び増進

すべてのこどものすこやかな成長を実現するためには、こどものみならず親の心身の健康管理も重要なことから、出産や育児の過程において、妊娠・出産の安全確保、育児不安の軽減、こどもの疾病に関する知識や予防のための健康相談や訪問指導などを行うとともに、医療機関との連携や適切な情報提供に努めます。

基本目標3 教育支援体制の充実

こどもが健やかに育っていくためには、学習環境の整備はもちろん、たくましく「生きる力」を身に付けていけるよう、基礎的・基本的な知識や思考力・判断力・表現力、主体的に学習に取り組む姿勢などを身に付けていくことが重要です。家庭・家族・地域だから教えられること、学校だから学べることを理解し、家庭、学校、地域、また関係機関・関係団体との連携を図り、こどもたちの「生きる力」を育みます。

基本目標4 支援が必要なこどもや家庭への支援体制の充実

子育てに関するストレスや悩みを抱えている世帯への相談支援の充実も重要となっており、特に相談する相手を持たず、悩みの解消ができない孤立した世帯やひとり親家庭等に対する相談体制の充実や経済的支援の充実に努めます。

基本目標 5 職業生活と家庭生活の両立の推進

仕事と子育てを両立していくため、男性を含めた働き方の見直しや多様な働き方が実現できるよう努め、男女共同参画の意識を啓発し、子育て世帯に対する職場の理解を得るために幅広く事業所等に対し協力を呼びかけながら、育児休業などの職場における関係法制度の普及・定着に努めます。

基本目標 6 配慮を必要とするこどもへの支援の充実

児童虐待や障がいの有無など、こどもの置かれた状況に応じて、家庭、地域、学校をはじめ、保育・保健・福祉・医療などこどもを取り巻く様々な場での気づきや情報連絡による連携を強化し、相談・支援体制の充実に努めます。

3 計画の体系

基本理念	基本目標	基本施策						
こどもが生き生きと遊び 未来を支える人と文化を育て 子育てに喜びや夢を持つことができるむら	こども・子育て支援体制の充実	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>教育・保育提供区域の設定と認定区分</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保</td> </tr> </table>	1	教育・保育提供区域の設定と認定区分	2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保		
	1	教育・保育提供区域の設定と認定区分						
	2	幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保						
	母親とこどもの健康の確保及び増進	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>こどもや母親の健康の確保</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>思春期保健対策の充実</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>成育医療の充実</td> </tr> </table>	1	こどもや母親の健康の確保	2	思春期保健対策の充実	3	成育医療の充実
	1	こどもや母親の健康の確保						
	2	思春期保健対策の充実						
3	成育医療の充実							
教育支援体制の充実	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>次代の親の育成</td> </tr> </table>	1	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備	2	次代の親の育成			
1	こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備							
2	次代の親の育成							
経済的支援の充実	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>ひとり親家庭等の自立支援</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>経済的支援</td> </tr> </table>	1	ひとり親家庭等の自立支援	2	経済的支援			
1	ひとり親家庭等の自立支援							
2	経済的支援							
職業生活と家庭生活の両立の推進	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>職業生活と家庭生活の両立</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保</td> </tr> </table>	1	職業生活と家庭生活の両立	2	育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保			
1	職業生活と家庭生活の両立							
2	育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保							
配慮を必要とするこどもへの支援の充実	<table border="1"> <tr> <td>1</td> <td>児童虐待防止対策の充実</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>こどもの権利を守るための支援</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>障がい児とその保護者への支援</td> </tr> </table>	1	児童虐待防止対策の充実	2	こどもの権利を守るための支援	3	障がい児とその保護者への支援	
1	児童虐待防止対策の充実							
2	こどもの権利を守るための支援							
3	障がい児とその保護者への支援							

第4章 施策の展開

第4章 施策の展開

基本目標1 子ども・子育て支援事業の充実

子ども・子育て支援法において、市町村は、こどものための教育・保育給付と子育てのための施設等利用給付からなる「教育・保育」、地域の実情に応じて実施する「地域子ども・子育て支援事業」の2つの枠組みから構成される事業の量の見込みと、それに対応する提供体制の確保の内容や実施時期について定めることになっています。

本村においても、地域の人口構造や産業構造等の地域特性、教育・保育と地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用ニーズを踏まえて計画します。

1 教育・保育提供区域の設定と認定区分



(1) 教育・保育提供区域の設定

「教育・保育提供区域」とは、計画期間における教育・保育及び地域子育て支援事業の「①必要量の見込み」「②提供体制の確保の内容」「③その実施時期」を定める単位となる市町村内の区割のことで、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況などを総合的に勘案し、地域の実情に応じて設定します。村内におけるこども園等の利用や子育て支援事業等の利用が広域的であることから、村全体を1区域として設定します。

■教育・保育提供区域

区分 / 施設・事業名		区 域
教育・保育	教育・保育施設	幼稚園・保育所・認定こども園
	地域型保育事業	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育
地域子ども・子育て支援事業	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業 ・子育て短期支援事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） ・病児・病後児保育事業 ・妊婦健康診査 ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・子育て世帯訪問支援事業【新設】 ・児童育成支援拠点事業【新設】 ・親子関係形成支援事業【新設】 ・妊婦等包括相談支援事業【新設】 ・産後ケア事業【新設】 ・乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新設】 ・実費徴収に係る補足給付を行う事業 ・多様な事業者の参入促進・能力活用事業 	村全域

※本村で実施していない事業も含まれます。

(2) 認定区分

子ども・子育て支援制度のもと、こどもと子育て家庭が、認定こども園、幼稚園、保育所等を利用するにあたり、教育・保育を受けるための認定（保育の必要性の認定）を受ける必要があります。

認定は、1号認定、2号認定、3号認定の3つの区分があり、こどもの年齢や保育を必要とする事由、保護者の就労時間、その他優先すべき事情等を勘案して決定されます。認定区分ごとに、利用できる施設や事業が決められています。

■認定区分

		1号認定	2号認定		3号認定
		3歳以上	3歳以上		3歳未満
対象となるこども		保育の必要性なし (幼児期の教育のみ)	保育の必要性あり		保育の必要性あり
			(教育ニーズあり)	(教育ニーズなし)	
利用可能施設	幼稚園	●	●		
	保育所			●	●
	認定こども園	●	●	●	●
	地域型保育事業				●

2 幼児期の学校教育・保育の量の見込みと提供体制の確保



(1) 教育・保育事業の状況

現在、村内には4つの認定こども園があります。
各こども園の児童数と定員数は下記のとおりです。

■認可定員数 (令和6年4月1日時点)

		おぶち こども園	千歳平 こども園	南 こども園	泊 こども園	合計
1号	3～5歳	60	6	6	6	78
2号	3～5歳	75	27	27	39	168
3号	0歳	20	7	7	5	39
	1歳	30	10	10	10	60
	2歳	30	10	10	10	60
合計		215	60	60	70	405

■入園者数 (令和6年4月1日時点)

		おぶち こども園	千歳平 こども園	南 こども園	泊 こども園	合計
1号	3～5歳	8	3	1	0	12
2号	3～5歳	60	28	20	38	108
3号	0歳	11	2	2	1	16
	1歳	20	10	4	7	41
	2歳	31	13	8	8	60
合計		130	56	35	54	237

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
保育料無償化事業	子育て世帯を応援し児童の健やかな成長を支援するとともに、負担軽減を図るため保育料を無料とします。	こども支援課
特定教育・保育施設等副食費補助事業	保育所・こども園等に入所している3歳児から5歳児の副食費を月額4,800円を上限として補助し、保護者の負担軽減を図ります。	こども支援課
すくすくおむつ支援事業	保育時間内に紙おむつ等を使用枚数の制限無く利用できる月額定額サービスで、対象園児の保護者のうち、サービスの提供を希望する方について、保護者負担なしでサービスを利用できる事業です。	こども支援課
一時預かり事業	認定こども園の1号認定児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になったこどもを認定こども園等で受け入れ、保育を行う事業です。	こども支援課

事業名	事業内容	担当課等
病後児保育事業	病気又は病気回復期等にあるため認定こども園などに預けることができない場合で、家庭での育児が困難なときに、専用施設において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	こども支援課
休日保育	保護者が日曜日及び国民の祝休日の就労により、保育に欠ける児童を認定こども園等で受け入れ、保育を行う事業です。	こども支援課

(2) 幼児期の学校教育・保育量の見込みと提供体制の確保

① 1号認定（3～5歳/教育ニーズ）

■第3期計画の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	24	23	22	22	22
確保の方策②	24	23	22	22	22
幼稚園、認定こども園	24	23	22	22	22
確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

村内には、認定こども園が4施設となっています。
 今後の量の見込みについては僅かに減少傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

② 2号認定（3～5歳/保育ニーズ）

■第3期計画の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	145	132	146	136	145
確保の方策②	168	168	168	168	168
認定こども園	168	168	168	168	168
認可外保育施設	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	23	36	22	32	23

【事業実施に対する考え方】

村内には、認定こども園が4施設となっています。
 今後の量の見込みについては概ね横ばい傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

③ 3号認定（0～2歳/保育ニーズ）

【0歳児】

■第3期計画の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	37	37	38	37	36
確保の方策②	39	39	39	39	39
保育所、認定こども園	39	39	39	39	39
地域型保育施設	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	2	2	1	2	3

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについて概ね横ばい傾向で推移することから、現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

【1歳児】

■第3期計画の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	58	52	52	53	52
確保の方策②	60	60	60	60	60
保育所、認定こども園	60	60	60	60	60
地域型保育施設	-	-	-	-	-
過不足（②-①）	2	8	8	7	8

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては減少傾向で推移すると見込まれます。
現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

【2歳児】

■第3期計画の見込みと確保方策

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	42	56	51	51	52
確保の方策②	60	60	60	60	60
保育所、認定こども園	60	60	60	60	60
地域型保育施設	-	-	-	-	-
過不足(②-①)	8	4	9	9	8

【事業実施に対する考え方】

今後の量の見込みについては減少傾向で推移すると見込まれます。
現在の施設において必要な事業量は確保される見込みです。

(3) 地域子ども・子育て支援事業の見込みと提供体制の確保

①利用者支援事業

こどもとその保護者が、幼稚園・保育所・認定こども園等の施設選択や一時預かり事業、放課後児童教室等の子育て支援事業を円滑に利用できるよう、利用者の身近な所で情報収集・提供、相談対応、助言を行うとともに関係機関との連絡調整などを行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:箇所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1	1	1	1	1
確保の方策②	1	1	1	1	1
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

村全体で1つの教育・保育提供区域を設定することから、引き続き、利用者支援事業を1か所設置(こども支援課)し、それぞれに応じた関係機関と連携・調整を図っています。その他に子育てに関する相談については、各関係機関と情報の共有を図り対応しています。引き続き利用者の個別ニーズに対応した連携・調整を行っていきます。

②時間外保育事業(延長保育)

通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けたこどもについて、認定こども園で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施する事業です。

【事業実施に対する考え方】

本村では、時間外保育事業は実施していませんが、7時15分から18時30分までの保育時間でニーズに対応しています。

今後も、保護者の就労形態などによる多様なニーズに対応していきます。

③放課後児童健全育成事業（放課後教室）

保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後教室施設や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	218	210	187	190	177
低学年	142	138	120	123	113
高学年	76	72	67	67	64
確保の方策②	260	260	260	260	260
過不足(②-①)	42	50	73	70	83

【事業実施に対する考え方】

現在、村内4ヶ所の小学校における児童1年生から6年生までを受け入れています。支援員は、放課後児童支援認定資格研修に参加し資格を有しており、資質向上を図るための研修にも年2回参加しています。現在の体制で必要な事業量は確保される見込みです。

④子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の病気や仕事などの理由で、一時的に家庭でこどもを養育することが困難になった場合に、児童養護施設等で宿泊を伴う養育・保護を行う事業です。

【事業実施に対する考え方】

本村には児童福祉施設がなく、子育て短期支援事業を実施する体制を整備することが難しい状況です。利用希望があった際は、関係機関と協議して対応に努めていきます。

⑤地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互に交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位：延べ人数・箇所)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み① (延べ人数)	326	322	329	320	327
確保の方策② (施設数)	4	4	4	4	4

【事業実施に対する考え方】

現在、村内4ヶ所（こども園）で実施しています。

今後、より魅力ある活動内容の実施を図り、こどもや親子のみならず地域の人々の参加も検討しながら、多彩な人とともに一層の工夫を図るとともに、広報の在り方についても見直しを行い、事業を進めていきます。

⑥一時預かり事業

認定こども園の1号認定児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になったこどもを受け入れ、認定こども園等で保育を行う事業です。

【1号認定児を対象とした一時預かり】

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:延べ人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	1,628	1,605	1,643	1,595	1,633
確保の方策②	6,366	6,072	5,808	5,808	5,808
過不足(②-①)	4,738	4,467	4,165	4,213	4,175

※1号認定の園児で、教育時間前後の預かりや、土曜日や長期休業中の利用分

【その他の一時預かり】

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:延べ人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	27	26	27	26	27
確保の方策②	1,056	1,056	1,056	1,056	1,056
過不足(②-①)	1,029	1,030	1,029	1,030	1,029

※未就園児の利用分

【事業実施に対する考え方】

現在、村内4ヶ所(こども園)で実施しています。
 計画期間中において、十分な提供体制が確保される見込みです。
 その他の一時預かりについては、より多くの利用を図れるよう、さらなる事業周知に努めていきます。

⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員とし、児童の預かり等の援助を希望する者（依頼会員）と、援助を行うことを希望する者（提供会員）との相互援助活動に関する連絡・調整を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

（単位：人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	156	156	156	156
確保の方策②	0	156	156	156	156
過不足（②-①）	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

現在、村内で実施している事業者はありませんが、事業者の確保をするとともに、提供会員となるための講習会を実施し、事業の提供体制を整えていきます。

⑧病児・病後児保育事業

認定こども園等に通うお子さんが、病気又は病気回復期等にあるため認定こども園などに預けることができない場合で、家庭での育児が困難なときに、専用施設において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

（単位：人日）

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	101	100	102	100	101
確保の方策②	720	720	720	720	720
過不足（②-①）	619	620	618	620	619

【事業実施に対する考え方】

本村では、病児・病後児保育事業のうち、「病後児保育」のみを実施しています。「病後児保育」については、現在の体制で必要な事業量は確保される見込みです。より多くの利用が図れるよう、さらなる事業周知に努めていきます。

⑨妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	64	64	65	64	63
確保の方策②	64	64	65	64	63
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

すべての妊婦が適切な時期に必要な検査を受けられるよう、健診の受診を推奨します。

⑩乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付ける事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	64	64	65	64	63
確保の方策②	64	64	65	64	63
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

生後4か月までの乳児のいる全家庭を訪問し、乳児の健康状態の確認や産後の母親の心身の安定を図り、更なる支援及び定期的な支援が必要な家庭については、養育支援訪問事業に繋げていきます。

⑪ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

■ 第3期計画の見込みと確保方策 (単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2	2	2	2	2
確保の方策②	2	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

養育支援が必要な全ての家庭への訪問を基本とするため、現在の提供体制を維持し実施します。

⑫ 子育て世帯訪問支援事業【新規】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で訪問支援員が、家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。

■ 第3期計画の見込みと確保方策 (単位:延べ人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	3	3	3	4
確保の方策②	0	3	3	3	4
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

訪問支援員に必要な研修の実施や、事業者の確保を行い、提供体制を整えていきます。

※訪問支援員：保健師、助産師、看護師、保育士等の有資格者のほか、子育て経験者やヘルパー等

⑬児童育成支援拠点事業【新規】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	2	2	3	3	3
確保の方策②	2	2	3	3	3
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

児童が生活に関して抱える悩みなどを相談・支援できる場所として、安心して過ごせる居場所をつくるため、関係機関と協議し、実施体制を整えていきます。

⑭親子関係形成支援事業【新規】

令和4年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	0	2	2	2	2
確保の方策②	0	2	2	2	2
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

親子間における適切な関係性の構築を図れるよう、事業の実施については、関係機関と協議し実施体制の検討を行います。

⑮妊婦等包括相談支援事業【新規】

令和6年の児童福祉法改正に伴い新設された事業で、妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	64	64	65	64	63
確保の方策②	64	64	65	64	63
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

安心して出産を迎えられるように、事業の周知を進めるとともに、支援を必要とする人へ適切な支援を行います。

⑯産後ケア事業【新規】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、産後ケア事業が地域子ども・子育て支援事業に位置付けられました。産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業です。

■第3期計画の見込みと確保方策 (単位:実人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①	16	16	16	16	16
確保の方策②	16	16	16	16	16
過不足(②-①)	0	0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

産後の心身の回復や育児に向けたサポートに努めていきます。

⑰乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新規】

令和6年の子ども・子育て支援法の改正に伴い、満3歳未満の未就園児で、こどものための教育・保育給付を受けていない者に適切な遊び及び生活の場を与えるとともに、こどもと保護者の心身の状況及び養育環境を把握するための面談や子育てについての情報の提供、助言その他の援助を行う事業で、月一定時間までの利用可能枠の中で利用することができます。令和8年度から子ども・子育て支援法に基づく新たな給付（乳児等のための支援給付）として本格実施されます。

■第3期計画の見込みと確保方策

(単位:延べ人数)

年 度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み①		4	4	4	4
確保の方策②		4	4	4	4
過不足(②-①)		0	0	0	0

【事業実施に対する考え方】

こども誰でも通園制度の本格実施を見据え、令和7年度は準備期間とし、令和8年度から村内認定こども園での実施予定です。

⑱実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、村が定める基準に基づき、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の全部又は一部を助成する事業です。

【事業実施に対する考え方】

村内認定こども園では、実費徴収をしていません。

⑨多様な事業者の参入を促進する事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進の調査研究、多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等への設置、運営を促進する事業です。

【事業実施に対する考え方】

必要が生じた場合は、検討していきます。

(4) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施

①適切な給付の推進

子育てのための施設等利用給付の実施にあたっては、保護者の経済的負担の軽減や手続き等の利便性にも配慮しながら、公正かつ適正な給付に努めていきます。

②青森県との連携の方策

特定子ども・子育て支援施設の確認や公示、指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使に関して、円滑に制度を推進するため必要に応じて青森県との連携を図ります。

県との連携においては、県に対して施設や運営者等の連携に必要な情報提供を行うとともに、立ち入り調査や是正指導等が必要となった場合には県に協力を要請し、適切な対応を行います。

基本目標2 母親とこどもの健康の確保及び増進

1 こどもや母親の健康の確保



母子保健は、生涯を通じて健康的な生活を送る第一歩であり、次代を担うこどもたちを健やかに産み育てるための基礎となります。

産前・産後期の女性は、心身の状態が不安定になりやすい傾向があり、特に初めての妊娠などは不安も大きく、また、出産後は子育てにおける身体的・精神的負担により、孤独感を感じることがあります。

安心して妊娠し、出産することができ、ゆとりを持って健やかにこどもを育てることが出来るよう、妊産婦のメンタルヘルス対策や健診などによる健康状態の確認体制、発育などに関する相談体制の充実を図り、食育の推進や地域の小児医療への取り組みを進めるなど、保健・医療・福祉・教育などの分野が連携して総合的に支援を行うとともに、地域全体でこどもの健やかな成長を見守る環境づくりを推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
母子健康手帳の交付	妊婦を把握し、適切な支援により妊娠が順調に経過し、健康な赤ちゃんを出産することができるよう支援します。	こども支援課
妊婦連絡票	健康で健やかな赤ちゃんを産み育てていくために、医療機関、市町村、保健所が連携をとり、妊婦とその家族の適切な支援を行います。	こども支援課
ハイリスク妊産婦訪問指導	ハイリスク妊産婦への適切な支援により妊娠が順調に経過し、健康な赤ちゃんを出産することができるよう支援します。	こども支援課
妊婦健康診査交通費助成事業	妊婦の経済的負担の軽減及び未受診による飛び込み分娩等を防止します。	こども支援課
ハイリスク妊産婦交通費等助成事業	周産期母子医療センターに通院又は入院している妊産婦、NICU又はGCUに入院している新生児をもつ産婦の不安解消と経済的負担を軽減します。	こども支援課
特定不妊治療費助成事業	不妊治療を受けている者への経済的支援を行います。	こども支援課
産婦健康診査助成事業	経済的負担の軽減と産婦の健康の保持増進を図ります。	こども支援課
全妊産婦訪問事業	全妊産婦への適切な支援により妊娠が順調に経過し、健康な赤ちゃんを出産することができるよう支援します。	こども支援課
乳児一般委託健康診査	医療機関で個別に受診する健康診査で異常の早期発見、早期治療につなげます。	こども支援課
乳幼児健康診査	対象の乳幼児が集団で受診する健康診査で、身体発育、精神発達異常の早期発見、早期対応を図ります。	こども支援課
未熟児養育医療給付事業	未熟児（身体の発育が未熟なまま出生した0歳児）で、医師が入院と認めた場合に、指定養育医療機関での入院に係る医療費を村が負担し、保護者の経済的負担を軽減します。	こども支援課

事業名	事業内容	担当課等
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、その居宅において様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結び付けます。	こども支援課
乳幼児健康相談	個別の健康相談、集団で受診する健康相談で、異常の早期発見、早期治療につなげます。	こども支援課
親子ふれあい事業	ベビーマッサージ教室、アフタービクス教室、リトミック教室などを通して親と子のふれあい、保護者同士の交流を図り子育ての孤立化を防止します。	こども支援課

2 思春期保健対策の充実



思春期は、こどもから大人へと変わっていく時期であり、身体面の著しい成長に比べ、精神面の成長が伴っていないために、様々な問題が生じやすい時期であることから、保護者をはじめとして周囲の人たちが、思春期の特性を十分理解して、こどもたちに接することが必要となります。

近年、青少年をとりまく生活環境はめまぐるしく変化しており、妊娠中絶や性感染症、未成年者の喫煙や飲酒、不規則な食習慣や過剰なダイエットなどで体の健康を害したり、さらには、危険ドラッグ・麻薬・覚せい剤などの薬物に興味を持って中毒に陥るなど、さまざまな問題が身近な日常生活に潜んでいます。

また、最近ではスマートフォン等によるインターネットやゲームへの依存が懸念されます。こどもにとって、望ましい生活習慣を定着させるため、学校や家庭と連携しながら普及啓発等に取り組むことが必要です。

これらの思春期の体や心の問題が、生涯の健康に影響するとも言われており、生命の尊さ、思春期における性の知識、飲酒・喫煙・薬物に関する正しい知識の普及と相談体制の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
思春期ふれあい体験学習	思春期において生命の尊さや育児について正しく理解するため、衣服の着脱・身体計測・離乳食介助等の体験、集団指導を行います。	こども支援課
各学校における健康学習	学校保健委員会等における助言、健康教育を実施し、心身の健康に関する正しい知識の普及を図ります。	こども支援課

3 成育医療の充実



少子化が急速に進む中、こどもの健やかな成長を支援するとともに、安心してこどもを産み、健やかに育てることのできる環境づくりのためには、胎児の段階から小児・思春期を経て成人に至り、次世代を出産するまでの切れ目のない医療の充実が求められます。

こども、保護者、妊産婦のニーズに対応し、こどもの権利を尊重した医療が提供されるよう、医療、保健、教育、福祉などのより幅広い関係分野の連携により、村で可能な取り組みの他、広域的な取り組みを進めます。

また本計画では、成育医療の推進に向けて、国の成育医療基本方針に基づく評価指標に示された、周産期、乳幼児期、学童期・思春期、全成育期において取り組みの指標を設定し、安心して、出産、子育てができる環境の整備を進めます。

(1) 成育医療の充実に向けた評価指標

①周産期

指標内容	現状 (令和5年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和11年)
妊娠届出時に面談等を行い、妊婦の身体的・精神的・社会的状況について把握し、必要な支援を実施している	実施	実施	実施
支援が必要な里帰り出産する方について里帰り先の市町村及び医療機関と情報共有・連携する体制がある	有	有	有
産後1か月時点での産後うつ のハイリスク者の割合	8% (EPDS 9点以上 6/76=0.078≒0.08)	7%	6%
産後ケア事業の利用率	0%	増加	増加
妊娠中の保健指導(母親学級や両親学級を含む)において、産後のメンタルヘルスについて、妊婦とその家族に伝える機会を設けている	有	有	有
精神科医療機関を含めた地域の関係機関との連携体制がある	有	有	有
妊婦の喫煙率	5%	0%	0%
妊産婦の歯科健診・保健指導受診率	歯科健診：32% 保健指導：32%	35%	40%
妊産婦の歯科健診を実施している	実施	実施	実施
流産・死産をされた方の情報を把握する体制がある	有	有	有

②乳幼児期

指標内容	現状 (令和5年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和11年)
乳幼児健康診査後のフォロー体制がある	有	有	有
保護者がこどもの仕上げみがきをしている割合	72.7%	75%	80%

③学童期・思春期

指標内容	現状 (令和5年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和11年)
1週間の総運動時間(体育授業を除く)が60分未満の児童の割合	小学5年生 男子：13.6% 女子：15.3% 中学2年生 男子：2.9% 女子：33.3%	小学5年生 男子：6.8% 女子：7.6% 中学2年生 男子：1.4% 女子：16.6%	0%
医療的ケア児等コーディネーターの配置	有	有	有

④全成育期

指標内容	現状 (令和5年)	中間目標 (令和9年)	最終目標 (令和11年)
妊婦健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	有	有	有
乳幼児健康診査の未受診者を把握し支援する体制がある	有	有	有
乳幼児期のこどもへの体罰や暴言、ネグレクトなどいずれも該当しない人の割合	84.1% (4か月児 96.7% 1歳6か月児 92.5% 3歳児 63.0%の平均値)	85%	85%
育てにくさを感じたときに対処できる親の割合	93.3% (4か月児 100% 1歳6か月児 100% 3歳児 80.0%の平均値)	95%	95%
この地域で子育てをしたいと思う親の割合	83.3% (4か月児 81.7% 1歳6か月児 85.0% 3歳児 83.3%の平均値)	85%	85%
ゆったりとした気分でこどもと過ごせる時間がある保護者の割合	3・4か月児 96.7% 1歳6か月児 68.7% 3歳児 79.6%	3・4か月児 98% 1歳6か月児 75% 3歳児 85%	3・4か月児 98% 1歳6か月児 75% 3歳児 85%
地域子育て支援拠点事業を実施している箇所数	4箇所	4箇所	4箇所

基本目標3 教育支援体制の充実

1 こどもの生きる力の育成に向けた教育環境等の整備



学校は、自分で課題を見つけ、自ら学び、考え、主体的に判断して問題を解決する「生きる力」と、生命の尊さを感じ、他人を思いやる「豊かな心」を育てていく場であり、一人ひとりの個性を伸ばし、社会で発揮できるよう質の高い、魅力にあふれた教育を展開することが必要です。

一方、家庭生活が変化し、少子化による遊び相手の減少などにより、日常生活において体を動かす機会が減少していること、現代社会における大人のライフスタイルがこどもに反映され、食事、睡眠などの基本的な生活習慣が乱れてきていることなどから、こどもの体力の低下が危惧されています。こどもが生涯にわたって積極的にスポーツに親しむ習慣や意欲、能力を育成するため、優れた指導者の育成、確保や、指導方法の工夫、改善等を進め、スポーツ環境の充実を図ることが重要です。

また、いじめや少年非行等の問題行動や不登校に対応するために、専門的な相談体制の強化や、家庭、学校、地域及び関係機関との間のネットワークづくり等も必要です。さらに、こどもに安全で豊かな学校環境を提供するために、学校施設の整備を適切に行っていくことも必要となります。

小学校に入学したこどもが、幼児期の生活やこども園での学びと育ちを基に、小学校入学後のさまざまな環境の変化に対応し、いきいきと元気に新しい学校生活を送れるよう児童同士の交流や、こども園と小学校の教育内容についての相互理解を深めるため、職員の意見交換の機会を設けるなど、よりよい連携体制を構築しこども園から小学校へのスムーズな移行ができるような環境づくりに努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
学校保健会	学校保健の研究並びに普及発展を図るため、学校医、養護教諭などの関係者が協力し、学校保健の向上に努めています。	学務課
生徒指導推進協議会	教育委員会、村連合PTA、野辺地警察署などの関係機関と、小中学校の生徒指導担当教員、村教育相談員が連携し、児童生徒の健全育成と非行の未然防止を図っています。	学務課
教育相談員配置事業	教育相談員が、児童生徒、保護者の悩みや相談を電話や教育相談室で受け、必要に応じて学校と家庭の訪問を行うなどし、相談者の不安や悩みを軽減しています。	学務課
六ヶ所村立中学校における休日の部活動地域移行推進計画	村立中学校の休日の部活動を地域移行し、生徒が多様なスポーツや文化活動に親しむ機会を確保します。	学務課

2 次代の親の育成



男女が協力して家庭を築くことや子どもを産み育てることの意義について、教育や啓発を進め未来の親となる子どもたちの豊かな人間性の形成を図るため、乳幼児とのふれあいを通じて、他者への思いやり、命の尊厳などを学ぶことができる機会を提供します。

また、家庭を築き、子どもを産み育てたいと思う男女が、その希望を実現できるよう、関係機関や団体との連携のもと、地元で働いて暮らす若者たちの出会いの場を創出します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
思春期ふれあい体験学習【再掲】	思春期において生命の尊さや育児について正しく理解するため、衣服の着脱・身体計測・離乳食介助等の体験、集団指導を行います。	子ども支援課
各学校における健康学習【再掲】	学校保健委員会等における助言、健康教育を実施し、心身の健康に関する正しい知識の普及を図ります。	子ども支援課

基本目標4 経済的支援の充実

1 ひとり親家庭等の自立支援



ひとり親家庭は、子育てと生計の担い手という二重の役割を果たさなければならず、日常生活面で様々な困難に直面する場合があります。

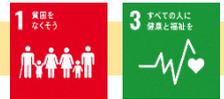
また、ひとり親家庭においては、経済的に不安定なことが多く、身近に相談相手がないなど、家庭生活においても多くの問題を抱え孤立してしまう恐れもあります。

ひとり親のこどもの健全な育成を図るために、ひとり親家庭の現状を把握し、きめ細かな福祉サービスの展開と子育て・生活の安定、経済的支援についての事業を推進するとともに、相談や情報提供の充実を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
ひとり親家庭等医療費給付事業	ひとり親家庭等の父母または養育者及び児童の医療費の負担軽減を図ります。	子ども支援課
児童扶養手当	父母の離婚等により、父または母と生計を別にしている児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。	子ども支援課

2 経済的支援



こどもが生まれてから成人に達するまでには養育費や教育費等、こども一人当たりにかかる費用が大きく、子育て家庭にとって、不安や負担となっています。経済的な負担が子育てに影響を及ぼすことがないように、子育て家庭の生活の安定や次代の社会を担うこどもの健やかな成長に資することを目的に、子育て家庭に対する経済的負担の軽減が求められています。

国では、こども未来戦略加速化プランによって、令和6年10月から「児童手当」の支給を高校生年代まで拡大し、所得制限を撤廃するなど、若い世代の所得向上に向けた取り組みを進めています。

本村においても、子育てにおける経済的な負担の軽減を図るため、各種助成制度や費用補助など様々な経済的な支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
児童育成支援拠点事業【再掲】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。	こども支援課
ひとり親家庭等医療費給付事業【再掲】	ひとり親家庭等の父母または養育者及び児童の医療費の負担軽減を図ります。	こども支援課
児童扶養手当【再掲】	父母の離婚等により、父または母と生計を別にしている児童を養育しているひとり親家庭の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ります。	こども支援課
児童手当の支給	児童を養育している家庭の生活の安定と児童の健全な育成を図るため手当を支給します。 ※令和5年12月に国から「こども未来戦略（異次元の少子化対策）」が示され、令和6年10月分（12月支給分）から児童手当が拡充されます。	こども支援課
乳幼児等医療費給付事業	0歳～18歳を対象に病気などのため、医療機関等で診療を受けた場合に支払う保険診療分の自己負担と食事負担を給付します。	こども支援課
児童生徒就学援助事業	経済的な理由により、こどもの小・中学校に係る経費の負担が困難な家庭に対し、援助を行っています。	学務課
奨学資金貸与事業	村に住所がある保護者のこどもで、経済的な理由により高等学校または大学などに就学が困難な人に対して、奨学資金を貸与しています。	学務課
六ヶ所村奨学資金返還支援事業	六ヶ所村奨学資金の貸与を受けた人で、一定期間六ヶ所村に住み、または、働いている人に対し、奨学金の返還を支援する制度です。	学務課
民間学習塾代助成事業	村営学習塾通塾対象外の児童の保護者に対し、民間学習塾利用に係る費用の一部を助成します。	学務課
進学奨励金（人材育成基金事業）	進学した人に対し、それぞれの教育機関に応じた奨励金を交付し、村の躍進、発展を担う幅広い人材の育成を図ります。	総務課

第4章 施策の展開

事業名	事業内容	担当課等
人材育成事業（人材育成基金事業）	村の躍進・発展を担う人材の育成を目的として実施します。	総務課
六ヶ所村高等学校通学費等補助事業	村内から村外の高校（定時制及び通信制を除く）に通学する生徒の通学費などを援助します。	学務課
六ヶ所村スポーツ補助金	村のスポーツ振興を促進するために活動する人に対し補助金を交付します。	社会教育課
学校給食費無償化事業	村内の小・中学校の児童生徒の保護者が負担する給食費を村が負担し、無償化することで、学校教育における保護者の経済的負担を軽減し、子育て支援を図ります。	学務課

基本目標5 職業生活と家庭生活の両立の推進

1 職業生活と家庭生活の両立



仕事と子育てを両立するためには、個人や家庭での努力だけでは難しい状況がみられます。家庭のみならず、事業主側が子育てに対する理解を示し、職場優先の意識等の慣行を解消する意識改革が重要です。

このことから就労者や雇い主、地域住民等の意識改革を推進するための広報・啓発や研修、情報提供等について、国、県、関係団体等と連携を図りながら、積極的に推進することが必要です。

職場において働きながら子育てをするためには、労働時間の短縮やこどもの急病への対応、育児に無理のない職務内容など、雇い主のきめ細かい対応が望まれます。

企業や雇い主に対して、残業時間の縮減や企業内の協力体制を整備するよう働きかけ、労働者が仕事と子育てを両立できるよう、子育てしやすい就労環境づくりを推進します。

また、村民や企業を対象に、育児・介護休業法の活用について広く啓発を図り、男女がともに育児休暇等を取得しやすい社会気運の醸成に努めます。また、育児休暇等の取得について職場の理解を深め、男性も多く育児に参加できるよう、広報紙やパンフレット等による啓発活動に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
制度周知による育児休業等を取得しやすい職場の雰囲気醸成	育児休業等の制度を広く一般に周知・啓発することにより、職場において上司や同僚から育児休業等取得に対して理解を得られやすい雰囲気づくりに努めます。	こども支援課
保護者への育児休業等の積極的な取得支援	保護者に対しても育児休業等を積極的に取得するよう働きかけるとともに、「保育所等入所のために育休を早期に切り上げる。」等の事態が生じないよう保育の供給量確保に努めます。	こども支援課
時間外保育事業（延長保育）【再掲】	通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けたこどもについて、認定こども園で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施する事業です。	こども支援課
一時預かり事業【再掲】	認定こども園の1号認定児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になったこどもを受け入れ、認定こども園等で保育を行う事業です。	こども支援課
病後児保育事業【再掲】	病気又は病気回復期等にあるため認定こども園などに預けることができない場合で、家庭での育児が困難なときに、専用施設において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	こども支援課
放課後教室【再掲】	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後教室施設や学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図ります。	こども支援課

2 育児休業後等における特定教育・保育施設等の確保



保護者が産前・産後休業、育児休業明けに希望に応じて円滑に教育・保育施設を利用できるように、休業期間中の保護者に対し、情報提供や相談支援の充実が重要です。

保育施設の入所時期を考慮して育児休業の取得をためらったり、途中で切り上げることがないように、情報提供や相談、教育・保育施設の確保に努めます。

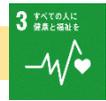
このほか、出産や育児のために退職した人の職場復帰や再雇用などの問題もあることから、働きながら子育てしている人が安心して子育てができるように、各関係機関と連携し職場環境の整備に努めます。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
制度周知による育児休業等取得しやすい職場の雰囲気醸成【再掲】	育児休業等の制度を広く一般に周知・啓発することにより、職場において上司や同僚から育児休業等取得に対して理解を得られやすい雰囲気づくりに努めます。	こども支援課
通常保育事業の充実	利用者のニーズを把握し、認定こども園などと連携し、事業の充実を図ります。	こども支援課
時間外保育事業（延長保育）【再掲】	通常保育の時間を超える保育需要への対応を図るため、保育認定を受けたこどもについて、認定こども園、保育所等で、通常の利用日及び利用時間帯以外の保育を実施する事業です。	こども支援課
一時預かり事業【再掲】	認定こども園の1号認定児や未就園児を対象に、保護者の一時的な就労・病気などで、家庭で一時的に保育が困難になったこどもを受け入れ、認定こども園等で保育を行う事業です。	こども支援課
病後児保育事業【再掲】	病気又は病気回復期等にあるため認定こども園などに預けることができない場合で、家庭での育児が困難なときに、専用施設において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。	こども支援課

基本目標6 配慮を必要とする子どもへの支援の充実

1 児童虐待防止対策の充実



育児への不安などから児童虐待は依然としてなくなり、児童虐待の防止に向けた取り組みの充実が求められています。

児童虐待は、こどもの心と身体に深い傷を残し、健やかな成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりか、次の世代に引き継がれ、将来、更に深刻な社会問題へと拡大するおそれもあります。子育てに関する理解が広まるよう、普及啓発を図るとともに、発生予防から早期発見・早期対応・保護・支援・アフターケアに至るまでの切れ目のない総合的支援に努め、児童福祉関係者のみならず医療、保健、認定こども園、学校、警察等、地域における関係機関との連携について一層の強化を図ります。

本村では、県が実施している施策と連携を図り、本村の実情に応じた施策を推進します。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
虐待に関する相談（要保護児童地域対策協議会）	虐待に関する相談、関係機関との調整を図り、虐待の防止・早期把握、早期対応を行います。	こども支援課
乳児家庭全戸訪問事業【再掲】	こども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業などの情報提供や相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整などを行います。	こども支援課
養育支援訪問事業【再掲】	養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言などを行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。	こども支援課
子育て世帯訪問支援事業【再掲】	不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。	こども支援課
妊婦等包括相談支援事業【再掲】	妊婦及びその配偶者等に対して、面談等により、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行います。	こども支援課
産後ケア事業【再掲】	産後に心身の不調や育児不安等がある母親とその子を対象に、母親の心身のケアや育児サポート等を行う事業です。	こども支援課
親子関係形成支援事業【再掲】	児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場の設置、その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図ります。	こども支援課
こども園訪問	障がいや虐待等の早期発見・早期対応のため、こども園との連携を強化します。	こども支援課

2 こどもの権利を守るための支援



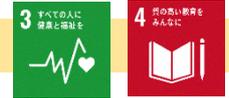
こどもには生まれてきた時にすでに持っている「権利」があり、その権利を守るため、「子どもの権利条約」が定められ、日本でも平成6年にこの条約が批准されました。しかし、条約批准から30年が経過していますが、児童虐待やいじめ、体罰、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、こどもの権利の侵害が後を絶たない状況です。

令和5年4月、日本国憲法および子どもの権利条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、「こども基本法」が施行されました。こどもたちが人としての尊厳と権利が守られながら豊かな愛情を持って育てられ、一人ひとりのこどもたちが健やかな成長を保障されるために、こどもの権利を守る取り組みを推進するとともに、村民のこどもの権利に関する意識の向上を図ります。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
虐待に関する相談（要保護児童地域対策協議会） 【再掲】	虐待に関する相談、関係機関との調整を図り、虐待の防止・早期把握、早期対応を行います。	こども支援課
児童育成支援拠点事業 【再掲】	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、安全・安心な居場所の提供、生活習慣の形成、学習支援、保護者への情報提供・相談支援等を行います。	こども支援課
遺児援護事業	遺児等の健全な育成と福祉の増進を図ります。	こども支援課

3 障がい児とその保護者への支援



ノーマライゼーションの理念を踏まえ、障がいのある人とない人との「地域共生社会」を築き上げるため、幼少時からともに学び、ともに育つ教育に取り組むとともに、障がいに対する正しい理解と認識を深める啓発を行うことが重要です。

障がいの原因となる疾病の早期発見や事故の予防には、妊婦や乳幼児に対する健康診査や学校の健康診断が大きな役割を果たすことから、妊婦や乳幼児の健康診査、学校の健康診断の充実を図り、発達の遅れや障がいの早期発見ができる体制づくりを推進します。

自閉症、学習障がい（LD）、注意欠陥/多動性障がい（ADHD）等の発達障がいを含む障がいのあるこどもへの対応は、障がいの状態に応じて、その可能性を最大限に伸ばし、自立し、社会参加するために必要な力を培うため、こどもたち一人ひとりの教育ニーズに応じた適切な教育上の支援を行います。

【主な事業】

事業名	事業内容	担当課等
特別児童扶養手当	精神または身体に障がいがある満20歳未満の児童の福祉増進を図ります。	こども支援課
障害児福祉手当	精神または身体に重度の障がいがある満20歳未満の児童の福祉増進を図ります。	福祉課
保育士を対象とした専門研修等	多様化する園児の対応について正しく理解するため、児童発達、適切な保育、良好な職場環境、ゲートキーパー養成等各種研修会を実施します。	こども支援課
児童発達支援	障がいの特性に応じ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行うほか、障がい児の家族を対象とした支援や認定こども園等の障がい児を預かる施設の援助等を行います。	福祉課
放課後デイサービス	就学中の障がい児等に対して、放課後や夏休み等施設で生活能力向上のために必要な訓練や活動場所の提供等を行います。	福祉課
心身障害児通級（訓練）扶助	視覚、聴覚、言語、平衡機能障害、肢体不自由等の障がいを持つこどもの障がい改善、機能訓練の拡充を図ることを目的とし、県内の施設に通級する者（こども及び父母等）の負担軽減を図るため、交通機関等に要する経費を交付し、保護者の経済的負担を軽減します。	こども支援課
乳幼児健康診査【再掲】	対象の乳幼児が集団で受診する健康診査で、身体発育、精神発達異常の早期発見、早期対応を図ります。	こども支援課
妊婦健康診査【再掲】	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。	こども支援課
教育支援委員会	特別な支援を必要とする乳幼児、児童及び生徒の適切な就学支援やその他の教育支援に関し、必要な事項について調査、審議及び助言などを行います。	学務課
教育相談員配置事業【再掲】	教育相談員が、児童生徒、保護者の悩みや相談を電話や教育相談室で受け、必要に応じて学校と家庭の訪問を行うなどし、相談者の不安や悩みを軽減しています。	学務課

第5章 計画の推進

第5章 計画の推進

1 子ども・子育て会議による進捗評価

計画の実現に向けて、その進捗状況を「六ヶ所村子ども・子育て会議」において毎年度点検し、評価を実施していきます。具体的には、「六ヶ所村子ども・子育て会議」は計画内容と実際の認定状況や利用状況、整備状況などの点検及び評価を行うこととし、仮に計画内容と状況に乖離がある場合はその都度修正を行うこととします。

また、計画内容に大きな変更・修正が必要になった場合には計画の中間年を目安としてその内容の見直しを行います。

2 関係機関との連携による施策の実施

計画の基本理念の実現に向けては、児童の保育や福祉の分野にとどまらず、村のさまざまな部局にわたって総合的な取り組みが重要です。

今後、こども支援課を中心に、十分な連携のもとに事業・施策を進めていきます。

3 計画の公表、村民意見の反映

「広報ろっかしよ」、「六ヶ所村ホームページ」やSNS等を活用して広く情報を住民に周知していきます。

また、子ども・子育て諸制度をわかりやすく知らせていくことが、各サービスの活用にもつながり、結果として充実した子育てに結びつくと考えられます。利用者、子育て支援者の視点に立った情報提供・取り組みに努めます。

4 こども・子育て情報・計画の周知活動

本計画に掲げた施策や事業を総合的に推進するため、関係機関及び関係団体との密接な連絡調整を図ります。

そして、計画の実現に向けて、行政だけではなく、家庭、地域社会、学校、保育施設、関係機関等の協力が不可欠です。地域社会と行政が相互連携し子育て家庭を支援していく体制づくりを進めていきます。

5 進捗評価の体制・仕組み

この計画を実効性のあるものとするため、「六ヶ所村子ども・子育て会議」で進捗状況の確認と評価を行います。

計画の推進にあたっては、柔軟で総合的な取り組みが必要になりますので、検証した結果に基づき必要に応じて改善するとともに、毎年度、見直しを行います。

また、この計画の期間は5年（令和7～11年度）ですが、中間年に計画の中間見直しを行います。

資料編

資料編

1 六ヶ所村子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日条例第21号

改正

令和5年11月15日条例第25号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、六ヶ所村子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置し、その組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(任務)

第2条 子育て会議は、法第72条第1項各号に掲げる事務を処理するとともに、六ヶ所村が実施する児童福祉法（昭和22年法律第164号）その他の子どもに関する法律による施策について村長又は教育委員会の諮問に応じ調査審議する。

2 子育て会議は、前項に規定する事務及び施策に関し、必要に応じ村長又は教育委員会に建議することができる。

(組織)

第3条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第4条 委員は、法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関し、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体から推薦を受けた者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (5) その他村長が必要と認める者

(任期等)

第5条 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第6条 子育て会議に会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

3 会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 子育て会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子育て会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すると

ころによる。

(協力の要請)

第8条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営その他必要な事項は、会長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和41年条例第103号)を次のように改正する。

別表第1 学校給食センター運営委員会の項の次に次のように加え、クリスタルバレイ構想推進検討委員会の項を削る。

子ども・子育て会議	会長	日額	5,600円
	委員	日額	5,500円

附 則 (令和5年11月15日条例第25号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 令和5年4月1日から施行日の前日までの間に改正前の子ども家庭庁設置法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

2 六ヶ所村子ども・子育て会議委員名簿

	所 属	氏 名	条例の区分
1	泊こども園父母の会会長	長谷川 里菜	第4条 (1)
2	おぶちこども園父母の会会長	三浦 早苗	
3	南こども園保護者の会会長	吉田 潤一	
4	千歳平こども園父母の会会長	但馬 健	
5	連合 PTA 会長	吉田 譲	第4条 (2)
6	六ヶ所村民生委員児童委員 協議会会長	上長根 浅吉	
7	行政連絡員協議会会長	小泉 國雄	
8	こども園施設長部会会長	小泉 真知子	第4条 (3)
9	六ヶ所村小・中学校長会会長	今泉 勝徳	
10	元保育所長	坂本 ひろみ	第4条 (4)
11	学務課指導 GM	原田 英治	
12	学務課長	市川 秀和	第4条 (5)
13	福祉課長	田中 義孝	
14	保健相談センター所長	久保 淳子	

第3期六ヶ所村子ども・子育て支援事業計画

発行 六ヶ所村 令和7年3月
編集 六ヶ所村 こども支援課
〒039-3212

上北郡六ヶ所村大字尾駸字野附 475

TEL 0175-72-8145

FAX 0175-72-2243